

会報

第 100 号

国立大学協会

昭和 58 年 6 月

(第33卷第2号 通第卷100号)

会報

第100号

6
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

会報第100号記念エッセー

国大協のあり方についての二、三の感想 国立大学協会会長 平野 龍一 3
——会報第100号の発刊の機会に—— 東 京 大 学 長

事業報告

●諸会議議事要録（昭和58年1月～4月）

理 事 会 (2.25) 9

会務報告

（福井医科大学長の逝去について／要望書の提出等について／共通第1次学力試験の実施について／特別会計制度協議会について／日教組との会見について／国立大学協会宛要望書について）

協 議

役員・委員等改選手続について

（地区代表理事（世話人）の選出について／委員等選考役員会の設置について／所属希望委員会に関する各学長への照会について／常置委員会の教員委員の取扱いについて／大学運営協議会地区選出委員の取扱いについて）

昭和58年度国立大学協会会費について

昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

各委員会委員長報告と協議

常置委員会の検討事項について

第1常置委員会 (2.24) 16

獣医学教育の改善について

「国立大学のあり方の検討小委員会」の報告について

委員長の選出について

大学のあり方の検討小委員会 (4.13) 20

今後の検討課題について

第2常置委員会 (1.19)	25
昭和58年度共通第1次学力試験の実施結果について 昭和60年度以降の大学入学者選抜実施要項について 国立大学の入試改善について	
第2常置委員会拡大小委員会・入試教科目改訂 専門委員会合同会議 (3.16)	29
昭和60年度以降の共通第1次学力試験の問題について	
第5常置委員会 (2.26)	34
昭和58年度の国際交流関係予算について 昭和58年度の外国学長招致事業について	
医学教育に関する特別委員会 (1.21)	38
医学部の整理統合問題について 医師国家試験の改善について	
教養課程に関する特別委員会 (2.14)	43
教養課程に関するアンケート調査(案)について	
大学院問題特別委員会 (2.25)	45
大学院の組織等について	
教員養成制度特別委員会 (4.25)	48
大学における教員養成の問題について	
図書館特別委員会 (4.25)	51
学術情報システムの問題について	
就職問題懇談会就職協定遵守委員会 (2.18)	54
国家公務員上級職の合格者発表時期について	
就職問題懇談会就職協定遵守委員会 (4.27)	57
就職協定について 就職応募書類について	
● 諸 会 合 (昭和58年1月～4月末までの開催会議)	60

予 算 決 算

昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算	61
財産目録	62
昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算(案)	63

資 料

昭和58年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について (通知)	64
国立大学協会会費の基準の改定について(案)	66
会議出席旅費支給基準	66

そ の 他

学長等の異動	67
寄贈図書	67

会報トピックス——創刊から100号まで——

国立大学協会の組織

国大協のあり方についての二、三の感想

—会報第100号の発刊の機会に—

国立大学協会会長 平野 龍一
東 京 大 学 長

*

一、 国立大学協会の会報は、今回で100号を迎えることになった。100号の機会には、本来ならば過去を振り返って語るべきであろうが、ここでは現在の問題について述べることにする。もっともそれもわたくしが国大協に関係するようになって感じたことを、断片的に述べるという程度のもので、そう四角ばったものではない。

二、 その前に、過去のことについても、一言しておこう。

会報が100号を重ねたことについては、事務局の方々の労を多としなければならない。国大協の事務局の職員の数は僅かである。その僅かの人々で、総会、常置委員会その他の会議を準備し、議事要旨をまとめ、要望書その他の対外的な文書の作成に協力する等々多くの仕事をしなければならない。その仕事は量的にも質的にも大へんなものである。とくに、会議の議事録をまとめ会報を出すのには苦勞が多いことだろう。会議では、名論卓説が多いので、これをここまですまくまとめるのは大変だったろうと、会報を読んであらためて痛感させられた。申訳ないことであるが、正直に言うと、わたくしはこれまで会報はほとんど読んでいなかった。この文章を書く機会に、さかのぼって読んでみた。そして会報が国大協の活動の歴史、あるいは苦闘の歴史を記録したのものとして、貴重な文献であることを思いしらされた。会報を発行し続けてこられた陰の努力に対してあらためて感謝の意を表したい。

国大協の苦闘のあとそのものについても、一言しなければならないところであるが、会報91号に掲載されている、国大協創立30周年記念の式典に際しての向坊前会長、岡本前副会長、和達元副会長の式辞やスピーチに、直接の経験を通じた国大協の歴史が生々と述べられているので、わたくしが蛇足を加える必要もないであろう。

三、 わたくしが国大協に関係するようになってもう2年になる。その間、いろい

るなことを経験し、また考えさせられた。

これも正直にいうと、わたくしは、国大協は、東大総長にとっては、あまり楽しいところではないのではないかという予断を持っていた。国大協では、「大学格差問題特別委員会」というものまであることに示されているように、いわゆる旧帝大と新制大学との間の格差が、一つの大きな問題とされてきた。東大はその矢おもてに立つことにもなるだろう。そして東大をよくすることと国立大学全体をよくすることの間に、矛盾対立が生じることもあるだろう。そういう場合にどう行動したらいいか、頭が痛いことになるかもしれない。そういう危惧を持っていたのである。

しかしこれは幸にして全くの杞憂だった。この2年間、すべての問題を、わたくしは国立大学全体の問題として考えることができたし、公的にも私的にも東大あるいは旧帝国大学に対する意地の悪い発言を聞くこともなかった。これは、一方では、新制大学もかなりの程度に整備されたためであろうし、他方では、現在の財政事情のもとでは、旧帝大だけが一段と突出するわけにはゆかなくなってきたためであろう。いずれにせよ、いつも全国立大学のためにももの考えてゆけるということは、わたくしにとっては救いであった。もちろん現在でも、大学間の格差が大きな問題であることにはかわりはない。それにもかかわらず、「大学格差問題特別委員会」を改組して「大学院問題特別委員会」にしたのは、大学院の問題が、格差としてはさしあたり一番大きな問題であると同時に、この問題を全国立大学の問題として考える空気がすでに国大協の中に十分にできているように思ったからである。

四、 要望書を各方面に出すことが、国大協の活動の大きな部分になっている。しかしわたくしとしては、若干の躊躇を感じる人が多い。

もともとわたくしは、いろいろな声明に個人としての署名を求められたときにも、ほとんどすべて断ってきた。それは、学者というものは本来一匹狼であるべきであって、簡単に人の意見に賛同し、人の書いた文章に署名すべきではないと思っているからである。文章の表現の一つ一つ、さらには句読点の打ち方にもこだわりを持つのである。だから「会長」という肩書きつきではあっても、人がつくった文

章に署名するのには、いつもいくらかの抵抗を感じた。自分の意見を自分で書くならば、少し違ったものになるだろうに、という気持ちがいくらか残る。いつも、これは代表として署名するものである以上やむをえない、と自分をなぐさめてきた。

この点は別としても、国大協自体としても要望書を乱発することは警戒しなければならないだろう。もちろん、多くの大学の要望や意見を、それぞれの学長がばらばらに表明するよりも、国大協として表明する方が外に対しても強力であろうし、学長の労を省く効果もあるだろう。しかし、日頃あまり発言しない人が発言したときこそその発言は重みを持つのであって、あまり要望書を乱発すると、国立要望協会という皮肉さえ浴びかねない。要望書は、とにかく出しておこうというので出すのではなく、十分に練った重みのあるものにしてゆくことが望ましいと思う。

五、 要望書が大学の外に対するものであるのに対して、内、すなわち各大学に対するものにアンケートがある。

わたくしも学部にいたときには、ときどき国大協のアンケートに悩まされた。大学の意見としてまとめるためには、委員会をつくって1年くらいかかって検討しなければならないようなことについて、2週間くらいの短い期間で答えてもらいたいというアンケートがくるのである。しかも、国大協の名ではなく、常置委員会の名でくる。たしかに、常置委員会である問題を検討しようとするとき、委員の人たちが自分たちの意見だけで結論を出すのははばかれるので、各大学の人たちの意見を聞いてみたいという気持ちになるのは当然であろうし、大学によってかなり事情が違うこともあるから、各大学の事情がどうなのかきいてみたいという気持ちになるのももっともな場合もある。しかしアンケートを出す以上、どういう全体の検討の経緯の中で出されるものであり、その答えをどうまとめて、どういうアクションをとるつもりであるのかをはっきりさせないと、アンケートを受ける方としては鼻白む思いがするのである。もちろんアンケートのなかにはまったく事務的に返事ができるものも少なくはない。しかし、複雑に分れうる意見について聞くときは、アンケートのつくり方にもかなり工夫が必要である。アンケートを出したこと自体によって、

委員会が何か仕事をしたかのような錯覚に陥ってはならないだろう。

六、 国大協の総会にはじめて出席してまず感じたのは、総会が面白くないということだった。もちろん、国大協のような大きな団体の総会は種々の事項を決定するためのセレモニーであって、もともと面白かろうはずのものではない、といってしまうえばそれまでである。そして国大協は、学長がとにかく集って懇親の機会をもつというだけでも、かなりの意味はあるかもしれない。しかし90人以上もの学長が、貴重な時間をさき、多額の旅費を使って集って、ただのセレモニーと懇親だけをやるというのは、いかにももったいない話である。総会を、国立大学が共通にかかえている問題について、実質的な意見を交換する機会にすることはできないだろうか、わたくしはそう思った。そこで大学の当面する問題についてパネル・ディスカッションや自由討議の時間を設けてみた。これはある程度、総会を面白くする効果はあったかもしれない。しかし90人の会議だと、議論がかみ合い、相互の討論が重ねられるようなものになることは、やはり困難で、個々のスピーカーが意見を述べるという程度のものに止まらざるをえない。だからときどき行うのは意味があるだろうが、あまり何回もやるとマンネリズムになってしまう。総会の効用にはどうしても限界がある。

七、 国大協での実質的な討議は、やはり常置委員会や特別委員会で行うほかはない。したがって、委員会での討議を充実させるのが、国大協にとっては、最も重要なことであろう。

しかし、現在の常置委員会は、入試制度を担当している第2常置委員会や財政問題を取り扱う第6常置委員会を別とすれば、それほど活発とはいえないように思われる。とくに最近では学長である委員の方々の出席も、必ずしも多いとはいえない。

委員会の活動が活発でないのは、国大協が火急に対処しなければならないシリアスな問題があまりないということでもあって、ある意味では結構なことかもしれない。たしかに、学生問題などは、紛争の頃比べると、問題は少くなっている。しかし国立大学として、腰をすえて検討しなければならない問題は、むしろ多くな

っているといつてよい。しかも、これまでは外に対して要望し、外からの干渉に対して防衛するという種類の問題が多かったのに対して、大学が自分で自分のことを考え、自己改革を進めてゆかなければならない種類の問題が正面に出てきている。基本的には、国立大学のあり方自体が問題になってきているといつていいだろう。大学自体を自ら分析し、将来の方向を探り、その上に立つて、どのような処置をとるべきかを検討しなければならなくなっているのである。これらの問題のなかには、ある程度、臨時行政調査会によって触発されたものもあるが、多くは臨時行政調査会がなくとも、大学自身で当然考えなければならぬことである。臨時行政調査会の報告に対処するためにも、一とおりの国大協の批判的意見の声明ではすませず、じっくりと検討した上で、反省すべき点は反省し、反対すべき点は反対するという態度をとらなければならない。そのような性質の問題が多くなっているのである。その意味で国大協はいま一つの転換期に立たされているといつていいだろう。

もつとも、国立大学のあり方も、本来は、各大学が考えるべきことであり、国大協は、各大学間の連絡調整機関にすぎないのであるから、国大協できめて各大学におしつけるようなことは好ましくない。国大協はやりすぎではいけないのである。しかし、問題をつきつめ、将来の方向を探る努力を、大学が協力して行うことは望ましいことであり、その必要は現在とくに大きいといわなければならない。

作業能力としても、国大協は必ずしも豊かでないことも自覚しておく必要がある。何といつても、学長は自分の大学の仕事で忙しく、また地域的にも遠くにまで分散しているので、ある問題について度々集って検討を重ねることにはかなり困難がある。国大協の職員の数も極めて限られていて資料収集も思うにまかせない。教官委員や専門委員の協力によって、これらの点はある程度補うことはできるであろうがそれにも限度がある。結局委員会での検討が何がしかの成果をあげることができるか否かは、学長の委員の方々の国立大学全体をよくしようという熱意にかかっているのである。

右のような気持にもとづいて、若干の委員会の改組を試みた。第1常置委員会の

中に、「国立大学のあり方」を検討する小委員会を作っていた。ここでは、大学の各学部の現状とその問題点や大学開放の問題などを含めて国立大学のあり方に根本的な検討が加えられるであろう。

また各常置委員会の分担事項についても再検討を加えてみた。第2常置委員会は、ひきつづき入学試験とくに共通1次試験の問題を担当するが、共通1次の基本的な点については入試問題検討委員会を別につくって検討してもらうこととした。これまで、第3常置委員会と第4常置委員会に分れていた学生の問題は、第3常置委員会で一括して検討していただくことにした。また、これまでの第6常置委員会は大学の財政から教職員の待遇までかなり広い範囲の問題を担当していたので、後者は新しい第4常置委員会の担当にまわすことにした。第5常置委員会は、ひきつづき国際交流の問題を担当するが、その重要性は一段と増大するであろう。大学院の問題について大学院問題特別委員会で検討してもらうことになったことは、前に述べたとおりである。

今春の総会のときに、常置委員会の委員は改選されることになっている。この機会に、各委員会では、新たな2年の任期の間を検討すべき問題をいくつか選んで重点的に討議していただければ幸いだと思っている。

最後に予算のことについて一言しよう。国大協の予算は、各大学の苦しい財政の中から分担金を出していただいてまかなわれている。そのため、委員会のために出張する旅費も、これまでは十分に支払ってこなかった。各大学で旅費を負担していただいていた分が多かったのである。委員会への出席者の数が減ったのも、各大学の旅費が窮屈になったのが一つの原因ではないかと思われる。それで今年からは、国大協の予算もなるべく節約するとともに、各大学の分担金も少し負担増をお願いして、委員会への出席のための費用は全部国大協でまかなうことにした。これも委員会での討議を充実させることが、国大協の使命を果たすためにはどうしても必要だと考えたからである。

事業報告

理事会

日時 昭和58年2月25日(金) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

有江, 牧野, 前田, 小野, 井出, 宮沢, 猪,

金子, 館, 飯島, 山村, 魂天, 小西, 添田,

福見各理事

世良(第3), 西川(第5), 諸星(第6), 各常

置委員会委員長, 須甲教養課程に関する特別委員

会委員長

(大学入試センター)小坂所長, 中村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の子算関係事項および来る6月総会における役員・委員の改選に関する事項その他についてご審議をお願いしたい。

なお、第3常置委員会の世良委員長(宇都宮大学長)には、委員長就任後最初の理事会出席であるので、ここにご紹介する。また、「教養課程に関する特別委員会」の須甲委員長(埼玉大学長)には、同特別委員会の担当事項について説明のため本日出席されたのでご紹介する。

そのほか、共通入試関係事項についての説明のため、小坂大学入試センター所長が後刻出席されるのでご了承いただきたい。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、後刻ご覧いただくことにし、説明を省略したい、と述べられた。(資料4の内容は下記のとおり)

(1) 福井医科大学長の逝去について

高瀬福井医科大学長には、昨年11月21日病氣(脳出血)のため急逝された。その大学葬が旧臘13日に行われたので、五十嵐福井大学長に会長の弔辞を代読して頂いた。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

(2) 要望書の提出等について

1) 人事院勧告に基づく給与改定の見送りに対する「声明」について

昨年11月開催の第71回総会においてご了承を得た、いわゆる“人勧凍結”に対する「会長声明」については、総会第1日終了後における記者会見の際にこれを報道関係者に公表するとともに、去る11月24日に文部大臣始め総理府総務長官、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁等にそれぞれこれを提出した。

2) 臨調の指摘事項に対する要請について

臨調で取り上げられている「省庁組織の整理・再編合理化に関する主要指摘事項」のうち、文部省関係事項として「官庁営繕部門の建設省への移管」が掲げられているが、これが実施されることになれば大学の営繕工事に重大な支障

を及ぼす恐れがあるため、去る11月25日、沢田副会長、藤巻お茶の水女子大学長（第1常置委員会委員）、石塚事務局長の3名が緊急に臨調第2部会の河合部会長代理に面会し、大学の実情を説明し、善処方を要請した。

3) 国立大学の学生納付金の改定と育英奨学制度に関する要望書について

昭和58年度予算編成に当たり、国立大学の学生納付金（入学金・授業料）の増額改定や育英奨学金について有利子化を図る等の意図がある由仄聞したので、これの学生生活に及ぼす影響の重大なるに鑑み、急速関係者と協議して要望書を取りまとめ、去る12月24日、事務局長がこれを携えて大蔵省および文部省を訪れ、両省大臣以下各関係官にこれを提出した。（資料10参照）

(3) 共通第1次学力試験の実施について

第5回目を迎えた国公立大学共通第1次学力試験が去る1月15、16の両日実施され、全国的な好天気の下に無事遂行された。これに引続いて各大学の第2次試験が約1週間後に実施されるが、今後の入試業務が順調に進行し、所期の成果を収め得られるよう切望する次第である。

(4) 特別会計制度協議会について

去る12月24日に第50回特別会計制度協議会を開催し、昭和58年度予算案について文部省から説明をきき、隔意のない意見交換を行った。来年度の予算は、財政再建の方針の下にあって格別に厳しい状況にあるが、その詳細については後刻第6常置委員長よりご報告願いたいと思う。

(5) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る12月3日、諸星第6常置委員会委員長が小林大学部執行委員ほか10名と会見し、臨調問題、人勧

凍結問題、その他国立大学の予算・定員、待遇改善等の問題について意見交換を行った。

(6) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した後に当協会宛提出された要望書は「資料17」のとおりであり、関係委員会委員長に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 役員・委員等改選手続について

会長より、来る6月総会においては、役員・委員等の改選が行われることになるので、その手続等について「資料5」に基づいてご協議を願いたいと述べられ、協議の結果次のとおり決定された。

(1) 地区代表理事（世話人）の選出について

各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事（世話人）を下記のとおりに選出した。

北海道・東北地区＝北海道大学

関東・甲信越地区＝千葉大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝大阪大学

中国・四国地区＝山口大学

九州地区＝九州大学

なお、理事候補者互選の結果は、4月30日（土）までに事務局に報告することとした。

(2) 委員等選考役員会の設置について

常置委員会大学代表者委員候補者ならびに教員委員候補者の選考に資するための原案を作成する「委員等選考役員会」の設置については、慣例により、会長、副会長、在京理事をもって構成することとなっているが、これに東京近辺の千葉大学を加えることにした。

なお、この委員等選考役員会は、次回理事会

〔5月25日(水)〕当日の午前中に開催することとした。

(3) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

3月31日(木)までに、各学長より希望を提出して貰うこととした。

(4) 常置委員会の教員委員の取扱いについて

常置委員会教員委員の改選に関し、竹下事務局次長より「資料5-3」を基に次のように説明があり、了承された。

① 特別の事情のない限り現委員を再任することにする。

② 編成替えに該当する常置委員会(第3, 第4, 第6)に所属する教員委員については、意向を徴したうえ配置換えを行う。

③ 退官等により欠員となっている教員委員の補充については、前任者の所属大学より推薦を行う。

(5) 大学運営協議会地区選出委員の取扱いについて

来る6月総会において改選が行われる大学運営協議会地区委員のことに、竹下事務局次長より、本協議会が10年近くも機能を停止している状況に鑑み、この際同協議会の廃止ないしは委員選出見合わせについてご検討願いたいと提議があり、ついで、会長より次のように述べられ、了承された。

大学運営協議会の処置については、53~54年当時種々論議された経緯もあり、いま直ぐ廃止を決定するのはむずかしいので、次回にその結論を出すことにし、取敢えず委員選出の見合わせについて本日ご了承を得たい。

2. 昭和58年度国立大学協会会費について

これについて会長から次のように述べられ

た。

昨年11月総会の際に、各委員会等への会議出席旅費を当協会において賄うことにするため会費の増額を図りたい旨お話し申し上げたが、その後その具体案がまとまったので、本日これをお諮りしたい。

国大協が招集する会議の出席旅費については、予てより当協会から支給するのが適当と思料し、54年度以降漸進的にその実現を図ってきたが、各大学の職員旅費の厳しい状況に鑑み、この際国大協招集の諸会議の出席旅費を全面的に支給することにはいかかがと考えた次第である。

については、これらに要する経費に当てるため別紙「資料7」のように会費基準を改定したいと思うので、よろしくご審議をお願いしたい。

ついで「資料7, 8, 9」に基づき石塚事務局次長から①会費基準の改定(案)、②それに基づく58年度の会費額調、③これに伴う会議出席旅費支給基準(案)等について説明があり、原案どおり承認された。

このあと会長より、この会費の値上げについては、総会の承認を得るほか、従来の慣例として事務局長の幹事会および事務連絡会議の意見をきくなどの手続をとることになっているが、今回は、予め同改正案の趣旨について昨年秋の総会時にそれぞれ説明を行い一応の了承を得ているので、本理事会の承認が得られれば本年4月より実施することとし、来る6月総会において追認を得ることとしたい旨述べられ、了承された。

3. 昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局より「資料10」をもとに来年度の歳入

歳出予算(案)について説明があり、原案どおり承認された。

以上をもって、会費および予算関係の協議を終り、これらの案件を6月開催の総会に附議することとした。

4. 各委員会委員長報告と協議

各委員長よりそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(前田委員長)

① 臨調関係の問題について

去る12月14日に委員会を開き会長にもご出席を願い、また文部省からは斎藤審議官に出席を願って、同審議官より最近の臨調の動向等について説明を伺った。それによると、国立大学に関する当面の重要問題として「学部等の再編整理」の問題が提起されているので、それへの対応を早急に検討する必要があるということであった。それで、この問題を中心に議論したが、これについては、当面の措置と長期的な対策との両面についての対処が必要であろうということになり、当面の措置としては臨調の井内参与に国立大学側の意向を臨調に反映して貰うよう要請することにした。そして、長期的な対応としては、本委員会に小委員会を設け、国立大学のあり方についての見直しの検討を始めることとした。なお、この国立大学のあり方の検討については、臨調の指摘とは関係なく、国立大学自体の問題として取り組むこととした。この方針に従い、早速「国立大学のあり方の検討小委員会(藤巻委員長)」を設け、去る1月11日より審議を始め、これまで3回に亘り問題点の整理を行ってきたので、昨24日の第1常置委員会での審議経過の報告をきき、今後の運営の方法等について協議した。

② 獣医学科の教育体制の問題について

同日の委員会の際、文部省より獣医学教育年限延長に関わる問題について意見を求められたので、この問題について協議した。これは、獣医学の教育は4カ年では不十分なので、教育年限の延長を図るべきであるという問題で、昭和25年以来検討されてきたものである。そして、51年3月には「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」から、「当面修士課程積上げによる6年制教育を実施すべきである」との報告が出され、52年5月に獣医師法の一部改正が行われ、53年4月の学部入学者から獣医師国家試験の受験資格が修士課程修了者に引き上げられた。ただ、その際、これを学部6年制方式を実現するよう検討すべきことが指摘されており、その後これの検討が進められてきた。ところが、獣医学科を置く国立大学10校のうち学部組織となっているのは1大学だけであり、あとの9大学は学科組織となっている。それで、そのような小さな学科を6年制の学部にするには、当然統合という問題が生ずることになるが、これについては関係各大学からの強い反対意見があり、結局、当分は学科のままの形で6年制教育を実施せざるを得ない状況となっている。それで、この問題を検討している「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」では、本年2月3日に文部省大学局長宛に次のような内容の改善に関する報告を提出した。

獣医学教育は学部位階で6年間の教育を実施し得る体制を速やかに確立する必要があるが、現在学科で教育が行われている状況からして早期に学部に移行するのは困難なので、現行の獣医学科においても、学部6年制の教育が実施できるよう措置する必要がある。なお、今後獣医学科を対象として再編整備を推進する必要がある。

る。また、獣医学の大学院については、4年を標準とする博士課程とする。なお、獣医学科以外の卒業者を対象とした修士課程については、将来の検討課題とする。

文部省の方では、以上の改善案は関係国立大学の農学部長の了解を得ているので、これを今国会に提出したいということであるが、当委員会としては関係大学の学部長が皆賛成ということなら、差支えなからうということになった。

なお、これに関連して西川帯広畜産大学長より補足説明があった。

③ 委員長の交代について

私（前田委員長）の学長任期が4月末で満了となるので、後任の委員長の選任について昨日の委員会に諮ったところ、山村委員（大阪大学長）が選出された。従って5月1日から新委員長と交代することになるので、ご了承願いたい。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

① 入試制度の改善について

当委員会では共通1次試験に対する諸問題について、これまでにいろいろと検討してきたが、近くそれらの検討事項を取りまとめ、これに解説を付したうえ各学長に送ってご意見を伺いたいと考えている。この意見照会に基づく入試制度の改善案の取りまとめは、61～62年度の入試実施に間に合うように進めたいと考えている。

② 共通1次学力試験問題の作成委員について

先般の国大協総会で話題となった共通1次試験の試験問題作成委員の委嘱手続ならびに人事記録上の取扱いについては、その後大学入試センターほか関係機関とも協議して、「資料12」のとおり取りまとめて、各国立大学長宛通知し

たのでご了承願いたい。

③ 昭和60年度以降の大学入学者選抜実施要項について

昭和60年度以降の大学入学者選抜実施要項が先般大学局長より各国公私立大学長に通知されたが、その中の学力検査実施科目に関する部分について若干不明な点があったので、文部省とも協議した結果、これは各大学が行う2次試験の出題科目をできるだけ少なくしたいという趣旨から、このように書かれたものであることが了解されたので、ご了承願いたい。

④ 昭和58年度共通第1次学力試験実施結果の概要について

第2常置委員会の報告に関連して、大学入試センターの小坂所長より昭和58年度共通第1次学力試験実施結果の概要について、配付資料を基に説明があった。

(3) 第3常置委員会（世良委員長）

広根（前）委員長の下で検討してきた「留年問題」については、前総会での報告をもって一応打ち切りにするということになったので、今後は新しい課題を取り上げて検討に取り組むことになるのであるが、私が委員長になってからまだ一度も委員会を開いていない。本委員会は来る6月総会の時点で第4常置委員会と合併され、新しい組織として発足することになるので、その前に一度委員会を開いてこれまでの検討事項を整理して、新委員会に引継ぎたいと考えている。

次に就職協定の問題についてご報告したい。これについては、57年度は労働省がこの協定に加わらないという事態が生じたため、大学側と企業側とによる、いわゆる“紳士協定”という形で行われたが、大学側と企業側の努力もあっ

て、例年以上の成果を収めたと評価を受けた。それで、58年度においてもこの協定を踏襲することとし、「資料13」にあるように採用選考開始期日は従来どおり10月—11月の線とし、これに基づく事務協定（企業と大学との間の求人求職事務）についても、①求人票等の大学への送付は8月1日以降、②求人内容の学生への提示は9月10日以降、③大学作成の就職応募書類の提出は10月15日以降、ということとした。なお、この事務協定の①については、その時期を1カ月早めたいとの意見が一部にはあったが、紳士協定2年目にそのような変更を行うことは混乱を来すおそれがあるということで見送りとなった。

次に、去る2月18日に就職問題懇談会就職協定遵守委員会が開かれ、人事院から申し入れのあった「国家公務員上級職合格者発表時期の繰り上げ」の問題が討議された。これは「10—11就職協定」との絡みから、現行の10月15日合格発表日を10～15日程度繰り上げたいというものであるが、来年度の就職協定が決ったあとに、このような繰り上げ措置が行われることは、求人求職の面で早期化を誘発しかねないということで、来年度の繰り上げ実施は見送るよう人事院に申し入れることになった。

(4) 第4常置委員会（野村委員長）

委員長欠席のため事務局より、委員長からの伝言を基に次のように報告があった。

第4常置委員会では過般実施した「学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート」の結果に基づいてこれの改善意見を学徒援護会の方へ申し入れた。これを受けて同会では、関係保険会社の代表である東京海上火災保険会社を通じて大蔵省と折衝を進めていたが、このほど同会

より「この保険の約款の改正が4月1日に間に合うことが確実となった」旨の連絡があったので報告する。

(5) 第5常置委員会（西川委員長）

① 大学間の交流について

大学間の交流という問題は、外国の大学を対象とした国際交流だけでなく、国内の大学間についても考えるべきであろうということから、当委員会では文部省よりこれに関する資料を得て現在検討中である。また、海外の特定大学と交流協定を結んで学術交流を行うケースも増えてきているので、この問題についても検討している。これらの問題に関する資料を文部省の方から貰っているのので、これらを整理して各大学に送りたいとも考えている。

② 外国学長の招待について

本年度はメキシコ国から学長3名を招待した。3名の学長には、予定のスケジュールに従って10月13日から2週間に亘って国内各地の大学等を訪問視察され、非常に満足して帰国された。

なお、58年度の外国学長の招待は、ニュージーランド国の学長を招待する方針と決ったので、目下文部省の方で具体的な折衝を進めているが、その際、相互交流のことも先方に伝えた由とのことである。

なお、明日委員会を開催し、新年度の国際交流関係予算について文部省から説明をきき、協議することになっている。

(6) 第6常置委員会（諸星委員長）

昨年秋の総会以後次のような会合を持った。

① 日教組との会見について

去る12月3日、日教組大学部からの申し入れ

により、小林大学部執行委員ほか10名と私が会
見し、臨調問題、人勸凍結問題、その他国立大
学の子算、定員、待遇改善の問題について意見
の交換を行った。

② 給与問題小委員会の開催について

去る12月15日に給与問題小委員会を開き、文
部省の込山給与班主査、渡辺給与第4係長出席
の下に研究技術専門官制度の新設促進について
協議を行った。

③ 国立大学の学生納付金および育英奨学制度に関 する問題の対応についての打合せについて

昭和58年度の子算編成に当たり、国立大学の
学生納付金（入学金・授業料）の増額改定や育
英奨学金について有利子化を図る等の意図があ
る由仄聞したので、去る12月23日、これの対応
について平野会長、松田副会長、野村第4常置
委員長と共に協議し、関係方面に提出する要望
書を作成して、翌12月24日これを文部・大蔵両
省大臣宛提出した。（資料10）

④ 特別会計制度協議会の開催について

去る12月24日に特別会計制度協議会が開か
れ、文部省から昭和58年度子算についての説明
があり、これについて種々意見の交換を行っ
た。

⑤ 大学財政小委員会の開催について

1月27日に大学財政小委員会を開き、文部省
から齋藤審議官に出席を願い昭和58年度子算に
ついて説明を伺った。なおその際、予て会長か
ら検討を依頼されていた文科系の研究費増額
の問題について協議したが、これについては子算
上図書購入費というかたちで子算要求するのが
適当ではないかとの意見となった。

(7) 教養課程に関する特別委員会

（須甲委員長）

本委員会では目下「教養課程教育に関するア
ンケート調査」の実施を計画している。このア
ンケート調査は前委員長からの申し送りによる
もので、各大学それぞれのやり方で実施されて
いる教養課程教育の問題点を整理し、総合的な
方向づけをする目的で計画されたものである。
今回の調査の対象は、本特別委員会に所属する
大学の各学部卒業生で、その調査内容は教育内
容を主とするもので、主要な項目は「資料16」
にみられるように10数項目となっている。以上
のような要領で、できれば本年前半の時期に実
施したいので、よろしくご審議願いたい。

これについて審議の結果、この案の設問の内
容をもう少し見直す必要があるであろうというこ
となり、その意見を基に委員会ですらに検討す
ることになった。

(8) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

大学格差問題特別委員会を改組後、本日（午
前）初めて委員会を開催した。この会議には文
部省から齋藤審議官にも出席を願って、国立大
学の大学院の状況ならびに今後の大学院に対す
る文部省の考え方等について説明を伺い、いろ
いろと意見の交換を行った。

なお、当委員会の今後の課題としては、現在
大学院が抱えているいろいろな問題点を整理し
ながら、大学院のあり方というようなものにつ
いて検討していくことにしたいと考えている。

(9) 医学教育に関する特別委員会（猪委員長）

臨調において検討されている「国立大学の学
部等の再編整理」の問題について先程第1常置
委員長から報告があったが、この再編整理の対
象の中には医学部も含まれている。それで、こ
の問題の対応について、去る1月21日の委員会

で文部省の担当課長も招いて協議した。その結果、この問題については、臨調の指摘があったからということだけでなく、医学教育自体の立場からそのあり方を検討しようということになり、小委員会を設けて検討を始めることとした。なお、この問題は第1常置委員会とも関連があるので、同委員会と連絡をとりながら進めてゆくことにしたい。

以上をもって各委員会の報告を終わった。

5. 常置委員会の検討事項について

このことについて会長より次のように述べられた。

国大協の活動を活発にするには各常置委員会の討議を充実する必要があると思うので、今後各委員会でどのような問題を検討したらよいかについて暫くご懇談願いたい。この委員会の検討事項については、それぞれの委員会でお考えいただく筋合のものと思うが、来る6月総会において常置委員会の編成替えが行われる際でもあり、新委員会の審議の参考に供する意味で理事各位のご意見を伺いたい。

以上の提言に関し、配付資料（各常置委員会で審議中の主要事項）を参考にしつつ種々意見の交換が行われた。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和58年2月24日(木) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 前田委員長
黒田, 長谷, 藤巻, 川上, 川崎, 桐栄, 山村,
山田, 大藤, 前田(嘉), 福見各委員
篠沢専門委員
(文部省) 佐藤技術教育課長, 小口大学課課長補佐

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、予定の議題としてご案内した「国立大学のあり方の検討小委員会報告」および「委員長の選出について」の2つの議題についてご協議いただく予定であったが、その後文部省の方から、獣医学教育6年制のあり方の問題に関して当委員会の意見を徴したいとの申し入れがあったので、これを議題に加えることにした。

ご承知のように、獣医学教育に関しては、昭和53年4月の学部入学者から獣医師国家試験の受験資格が6年間履修（従来は4年間履修）に引上げられたため、学部4年に修士課程2年を

積み上げる形で現在6年の教育が実施されている。

しかしこれについては、獣医学教育の充実のためには学部6年制教育が望ましいという関係者の意見もあり、文部省はこれに対応して「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」を設置して獣医学教育の改善に関する調査研究を始めることになり、「獣医学の学部6年制教育のあり方」および「獣医学の大学院のあり方」等について審議を重ねてきた。そして、58年2月にその審議結果がまとまり報告されたので、文部省としては、これについて当委員会の意見を徴したいとのことである。

なお、本日は文部省より佐藤技術教育課長ならびに小口大学課課長補佐にご出席いただいているので、この問題についてのこれまでの審議の経緯ならびに改善案の中身等について説明を伺い、そののち協議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち協議に入った。

【議 事】

1. 獣医学教育の改善について

初めに佐藤技術教育課長より、獣医学教育の改善問題に関するこれまでの経緯および今回報告された「獣医学教育に関する調査研究会議」の改善案の内容について、次の配付資料を基に詳細な説明があった。

- ①「獣医学教育年限延長問題の経緯」
- ②「獣医学教育の改善に関する調査研究の実施について」
- ③「獣医学教育の改善について」
- ④「獣医学関係学部学科等一覧」

これについて、次のような質疑ならびに意見の交換があった。

- この「報告」によると、獣医学教育は原則として独立の学部で6年教育を行うことが望ましいが、現在一学科として行われているものを早期に学部に移行するのは困難なので、現行の獣医学科においても学部6年制教育が実施できるよう措置する必要がある、と提言されているが、現在の学部4年・修士2年という形は不適当ということであろうか。
- 獣医学教育は獣医師養成を目的としており、この獣医師国家試験の受験資格には6年間教育が必要であるということは予てより言

われていた。そして、この6年間の教育は、教育的見地からは学部6年の一貫教育が望ましいとされていたが、現行の制度ではそれができないため、やむを得ず修士課程を活用して6年間教育という条件を充たすことにしたわけである。しかし、これはあくまでも暫定的な措置であって、将来はこれを改め一貫した学部6年制教育とするとされていたのである。

- 文部省はこの「報告」に基づいて今国会に改正法律案を提出するとのことであるが、関係10大学（国立関係）がこの「報告」を了承しているというのであれば、当委員会としてとやかく言うべき筋合でもない。ただ、農学部の中の一学科である獣医学科だけが6年制になるというのは、特殊な形態という感じもする。
- 医学部では昔は医学科と薬学科が同居しており、医学科は6年制であり、薬学科は4年制であった。それが後になって医学部と薬学部に分離した。この医学部の例からみると、獣医学科を6年制とし、将来これを学部改組するというのもそう奇異なことではない。
- 獣医学科の改組に関して「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」（以下「調査研究会議」という）では、議論として何か問題は出なかったのでしょうか。
- 調査研究会議での話題として、現在の修士課程をそのまま残しておいてはどうかという意見もあったが、獣医学教育を学部6年制とし、獣医学の大学院を博士課程4年制とするこの構想の下では、現在の修士課程をそのまま残すことは困難であろうということであった。ただ、獣医学以外の卒業者を対象に考えればその必要性もあるかもしれないというこ

とで、この修士課程設置の問題は将来の検討課題とすることとされた。

- 学部6年制の上に修士課程を設けることができるのであろうか。
- 修士課程の問題は、獣医学部を6年制に改組したのちでも、設置しようと思えばできるのではないか。医学部には、現在大阪大学と筑波大学に修士課程が置かれており、これには医学部以外の学部卒業生で医学部に入りたい人を受入れている。これを修了した者は医学修士ということになるが、大部分の者は博士課程に進学している。この「報告」で修士課程の設置を将来の検討課題としているのは妥当な措置であろう。
- この獣医学部の改組に伴って大学設置基準は当然変ることであろうと思うが、医学や歯学の場合のように進学課程を設けようという考えはあるのであろうか。
- 進学課程は設けないという考えである。独立学部ならそのようなことも考えられるが、現在はそうでないので、その問題は獣医学科の再編整備後の問題になろう。
- 獣医学教育には獣医師免許の問題が絡んでいるが、獣医学という学問の面から考えた場合、現在のかたち（獣医学科4年＋修士課程2年）と、これから考えられる「獣医学部6年制」の教育とではどちらがよいかということについて、調査研究会議では検討されたのであろうか。
- その点については、現在獣医学部・学科のカリキュラムの基準は4カ年で一応卒業できるように組まれていて、臨床や応用の学問についてはすべて修士課程において行うというやり方になっている。これについては、このように分離しないで込みにしてやった方がよ

いとの考え方もある。いずれにしても学部4年制と6年制とではカリキュラムの組み方が変わってくるが、修士積み上げ方式が悪いとは必ずしも断定できない。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

この問題については、今国会に改正法案を提出する予定とのことで余り検討の余裕もないし、関係大学の方ではこの案を了承しているとのことでもあるので、本委員会では特別の意見もないということで明日の理事会に報告して了承を求めることにする。

2. 「国立大学のあり方の検討小委員会」の報告について

これについて委員長より次のように述べられた。

前回(12. 14)の委員会で、臨調が指摘している「国立大学の学部等の再編整理」の問題への対応について協議したが、これについては当面の措置と長期的な対応が必要であろうということになり、後者については自主的な立場で「大学のあり方」について検討することとし、そのために小委員会を設けるということになった。この小委員会(委員長は藤巻お茶の水女子大学長)はその後直ちに作業を始め、今日まで数回会合を行っているので、本日はその経過の報告をきき、この問題の今後の進め方についてご意見を伺いたい。

ついで、藤巻小委員会委員長より概ね次のような報告があった。

この問題については、これまでに3回小委員

会を開催した。

その第1回目(1. 11)においては、当面の諸問題の検討ということで、自由討論のかたちで概ね次のような意見交換を行った。

高等教育の整備拡充の問題であるが、これには量の問題と質の問題があることが考えられる。このうち量の拡大については、もうこれ以上増やす必要はないとの意見もあるが、高等教育の量の拡大がわが国民の教養レベルの向上と日本経済の発展にいかんにか貢献し、国の活力となっているかという事実を省みる必要もあるのではないかということである。

次に、教官の教育研究に活力を与えるにはどのようにすればよいかという問題があるが、これには若手研究者の活用とか人事構成の問題等いろいろなことが考えられる。

その他種々の問題について自由討議を行ったが、結局、この第1回の議論では、この小委員会の検討テーマである「大学のあり方」ということは大学の基本的姿勢がどうあるべきかという問題になるので、その問題点を探るために、前に国大協の大学運営協議会がまとめた「大学問題に関する調査研究報告書」(昭和46年6月)を、先ず読み直してみる必要があるということになった。

以上の経過を踏まえ第2回目(1. 31)では、先ず大学運営協議会がまとめた報告書を基に現状との比較を試みながら問題点を探り、いわゆる「開かれた大学」、学部制のあり方、社会と大学の関わり、大学財政のあり方、大学間の協力、国際協力、産学協同、大学の大衆化、等々の問題について論議した。

第3回目(2. 21)では、更に48年12月に大学運営協議会がまとめた報告書「大学改革に関する調査研究報告書」を基に取り上げるべき課

題について検討した。

以上のようにこれまでの3回の討議では、これから取り上げる検討課題の洗い出しを目的として、主として大学運営協議会の報告書を基に検討してきたわけであるが、この報告書に提起されている問題の中にも再検討を要するものがあり、さらに現在当面している新たな問題もあるので、今後それらの問題点を整理して具体的な検討に入りたいと思っている。

なお、この「大学のあり方」に関する本委員会の検討作業は、2年ないし3年を目途に取りまとめたいと考えているが、それには現在のメンバー構成(6人)では手薄なので、メンバーの補強が必要と思われる。その際、本問題が広範に亘る点を考慮し、なるべく広い分野から参加して貰うようにしたい。これについて本日の委員会でお認めいただければ、その人選を進めたいので、よろしく願いたい。

小委員会の審議状況について概ね以上のような報告があり、関連して提起された委員補強の問題については協議ののち了承された。

なお、新たに委嘱する小委員会の専門委員の任期は、このプロジェクトの作業が完了するまでの期間ということにした。

ついで、これに関して次のような意見の交換があった。

- この問題の検討については、いずれまとめの報告書というようなものが出ることになると思うが、それは以前の大学運営協議会の報告書のような総合的な形のをまとめる考えなのであろうか。
- その点は、新しい専門委員を加えて新規にスタートしてから検討することになるが、以前の報告書の流れを継承するものではない。

○ この「大学のあり方」の問題の検討については、臨調への対応ということだけでなく国立大学自体の立場から取り組んでほしい。それで、国立大学の存在意義とかその設置形態とかの問題についても十分討議してほしい。

概ね以上のような意見交換があったのち、この問題については、今後新メンバーを加えて検討していくことになった。

3. 委員長の選出について

これについて委員長より次のように述べられた。

私（前田委員長）の学長任期は4月末で満ちになるので、来る6月総会には出席できないことになる。総会では各委員会の委員長報告もあるので、本日後任の委員長を選出し、あとのことをお願いしたいと思う。

これについて協議した結果、山村委員（大阪大学長）が後任の委員長に選出された。

以上をもって本日の会議を終了した。

大学のあり方の検討小委員会

日 時 昭和58年4月13日(水) 13:30~16:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 藤巻委員長
長谷委員
下沢, 西野, 大日, 明島(代:市川), 高田,
山野, 篠沢各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに就任された次の専門委員の紹介があった。

西野文雄（東京大学）
大口勇次郎（お茶の水女子大学）
外池正治（一橋大学）
明島高司（東京工業大学）
山野俊雄（大阪大学）

なお、本日は明島専門委員欠席のため、その代理として市川教授が出席された。

【議 事】

◎ 今後の検討課題について

初めに、委員長より本小委員会のこれまでの経過について次のように報告があった。

昨年12月14日に第1常置委員会が開かれ、臨調で指摘されている「国立大学の学部・学

科、研究所等の整理再編」の問題の対応について討議されたが、その論議の過程で、当面の臨調への対応に止まらずこの際、国大協として自主的立場から「大学のあり方」、例えば国立大学の存在意義あるいは設置形態等を含めての見直しをすべきではないかということになり、その検討を進めるための組織としてこの「大学のあり方の検討小委員会」が設けられることになった。

そして、当初は第1常置委員会の専門委員を主とする6人のメンバーで発足し、これまでに3回会議を開き、今後の検討課題について審議を進めてきた。

その第1回目（1月11日）では、自由討議というかたちで当面の諸問題について意見の交換を行い、また第2回目（1月31日）、第3回目（2月21日）では、本協会の大学運営協議会が

かつて取りまとめた大学改革に関する調査資料「大学問題に関する調査研究報告書(46.6)」及び「大学改革に関する調査研究報告書(48.12)」をもとに下沢専門委員より問題点の所在についての説明を伺い、これを中心に検討をした。

以上が当小委員会設置の経緯とこれまでの審議経過の概要であるが、その審議の過程において、この「大学のあり方」という大学の根幹に触れる重要且つ大きな課題を検討するについては、従来の構成員のままではその専門分野の幅も狭く、この問題を検討していくには無理があるということになり、委員の増員を親委員会に諮り、その結果、先に紹介したような新しい専門委員の方々の就任を得たわけである。

そのような次第で、当委員会としての陣容も整ったので、新しい体制の下で本日から本格的な審議に入ることにしたい。なお、当小委員会の審議経過は随時親委員会に報告し、そこでの意見をふまえてさらに検討するという形で進めてゆくことにし、2～3年の期間で取りまとめをしたいのでご了承願いたい。

それでは、これから協議に入ることにするが、まず、これまで審議に携ってきた下沢、長谷、篠沢、高田各委員より、これまでの経過を含め今後の進め方等についてご意見を伺いたい。

ついで以上の各委員より概ね次のような意見が述べられた。

(下沢専門委員) 今回、臨調からの指摘を契機として第1常置委員会では「大学のあり方」というものについて自主的な立場から検討しようということになり、当小委員会が設けられることになった。

そこで、今後この問題に取り組んでいくについて、先ず思い出したことは、先に国大協の大学運営協議会でまとめた2つのレポート「大学問題に関する調査研究報告書(46年)」と「大学改革に関する調査研究報告書(48年)」のことである。

この46年に出された報告書「大学問題に関する調査研究報告書」は、大学運営協議会の中の幾つかの研究部会において、現行の法規をふまえつつ大学本来のあるべき姿はどうあるべきかということを検討して取りまとめたものである。

次の48年の報告書「大学改革に関する調査研究報告書」は、先の46年に出された報告書を基にして各大学にアンケートを行い、その結果をふまえつつ現実に即した大学改革ということに焦点を合わせて取りまとめたものである。

今回、大学のあり方を検討するということになったので、私はこの大学改革の問題を取扱ったこれら2つの報告書が作られた時点と現在の状況との間にどのような変化があったかということをまず検討してみた。そうして、その中で問題になりそうなところを取り出してメモを作り、これを小委員会の検討資料として提出した。それが本日配付の資料であるが、その内容の説明は後に譲ることにする。

ところで、私はこれら2つの報告書を作成した大学運営協議会の委員の一人でもあったので、その経験からして、この「大学のあり方」の検討という大きな課題を5～6人という小人数で担当するのは無理であり各専門分野を考えた専門委員の増員充実を図る必要があると考え、その旨を進言した次第である。

それで本日より、いよいよ本格的な検討に入るわけであるが、「大学のあり方」という課題

は、古くてまた新しい問題でもあり、10年前に議論されたような問題で、今日も同じようなことが言える問題もある。

時勢の推移によって変ってきた面も勿論あるが、そのまま未解決で残されている問題も多い。そこで、当委員会としては、先ず問題を提起するという意味から、この2つの報告書を取り敢えず読んで、その中の解決済みの問題と未解決のままで残っている問題とを整理することにしてみてはどうかと考える。そうして、それにその後の新しい問題を加えて検討していけば、何らかのかたちが出来上るのではないかと考えられる。

なお、この大学のあり方の問題を検討するに当たっては、国全体の高等教育の方針がどのようなものであるかということも関わりがあると思われるが、この方針が一体どこで誰が決めるのか分明的でないので、このことは措くことにしてよいのではないかと考える。

それから、国大協として留意すべき点としては、今後このような問題を検討していく過程で国大協が予算要求に関わることの主張をしないようにすることが望ましいと思う。それと、教養課程の問題、医学教育の問題、教員養成の問題等については、国大協の中にこれらの問題を担当するそれぞれの特別委員会があるので、それらの委員会との関連を考慮して検討する必要があると思う。

(長谷委員) 第1常置委員会において、大学のあり方という問題について検討しなければならなくなった主な理由は、臨調において国立大学の設置形態等についての指摘があったことによるものと思うが、当委員会としてはそのことに捉われずに大所高所の立場から国立大学の存在意義や設置形態等について検討すれば

よいのではないかと考える。

また、これを検討していくについては、先刻下沢専門委員より指摘があったように、10年前の大学改革問題に関する報告書をふまえ再検討の必要があるものを取り上げ、それに新たに生じてきた問題を加えて検討すればよいのではないかと考える。また、教養課程の問題等系列別の問題については、それぞれ担当の特別委員会の方に検討を任せればよいと思う。

(篠沢専門委員) 先程下沢専門委員より、国全体の高等教育の方針がどこで誰によって決められるものか分からないとの話があったが、大学問題については30年代後半に出された中央教育審議会の答申がこれに当たると思われる。

その後、高等教育の計画的整備についての報告が出されているが、これは数量的な観点からのものであって、今後の大学のあり方については今回の臨調の答申が基軸になるのではないかと思われる。それで国大協としても、やはり臨調答申を意識して大学問題に対応していかなければならないのではないかと思われる。いわゆる大所高所からの議論も必要であるが、現下の大学問題についての見解をまとめるということになると、臨調答申を無視することはできないと思う。

(高田専門委員) 私は本小委員会の委員であるが、都合によりこれまで出席できなかったため、今回の会議が最初ということになる。私は大学改革に関する調査研究報告書作成の時から第1常置委員会の専門委員になったので、それ以降に大学問題について第1常置委員会で取扱った事項についてご報告したい。

私が第1常置委員会に関係した頃は、その時々々の文部行政に対しての論議が多かった。その一つは「高等教育の計画的整備」の問題であ

り、文部省からこの方針が示された際に、当委員会では相当時間をかけてこれについて検討をした。次は、いわゆる新構想大学（技術科学大学、教員養成系大学院大学、放送大学等）の設置について、これをどう考えるかということについてかなり議論をした。それから大学院の問題について、連合大学院構想や総合大学院問題、さらに医学修士課程の問題等について相当時間をかけて検討した。

また最近では、60年度より入学してくる新しい高等学校学習指導要領の下に教育を受けた者に対する大学側の対応、特に教養課程教育のあり方の問題についても議論してきた。その他教官の身分・待遇改善に関する問題や研究技術専門官制度の問題、講座の組織に関する問題や外国人の国公立大学教官への任用の問題等も論議の対象となった。

以上のような経過から考えられることは、第1常置委員会で近年行ってきた検討というのは、その時々提起される問題の対応に終始したということが言えるのではないかと思う。従って大学の基本的な問題について検討することは48年以降なかったのである。

そこで臨調の指摘ということもあるが、大学自体としてこの際あらためて「大学のあり方」という問題に取り組んで検討することも意味があることと思う。ただ、この検討を進めるに当たって、その守備範囲をどうするかという問題がある。この小委員会としては大学の研究教育のあり方、大学のあり方等の基本的問題を扱うことになろうが、第1常置委員会の担当事項は「組織・制度」ということなので、教育内容の問題はどういうことになるのであろうか。

以上、これまでの第1常置委員会の経過をふまえての感想を述べ、ご参考に供する次第であ

る。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

○ この小委員会の検討作業を開始するに当たって、二つの点についておききしたい。その一つは、この小委員会は他の特別委員会等の意見を調整しながら意見をまとめていくものであるのか、それとも、高等教育における最近の急速な情況変化に対応して、今後の進め方に新しい活を入れるというような意味で、思い切った提言をするということであろうか。その辺をどのように考えればよいのか。

いま一つのことは、国立大学というものは、その規模や抱える分野などが異なっており、そのため事柄に対する評価も、また教育に対する考え方にしても非常にバラエティに富んでいる。それで、それらのものを集約して共通なものが果して探し出せるものかどうか、という疑問があるが、この点はどうであろうか。

○ 私個人としては、文部行政に何らかのインパクトを与えるような、あるいはまた国立大学全体に刺激を与えるような提言も試みてきた。しかし、審議の過程で出た思い切った提言なども、アンケートなどを行っている間に角の取れた円いものになってしまう。しかしそれでも、この調査研究報告書の中でもみられるように、かなり建設的な意見も出ていることであるから、この委員会の中では遠慮なく意見を述べてもらいたいと思う。

○ 当委員会で議論するには、はじめからその終りの姿を想定して議論するのではなく、大胆率直に議論した方がよいと思う。

○ 大学のあり方に関連する問題でもあろうか

と思うが、最近大学の中では、若い研究者に何かもっと研究の機会を与えるべきではないかというような考えがある。言い換えれば若手研究者の活性化ということであり、この問題は大いに促進を図るべき問題であると思う。しかし、それには社会との関係とか、置かれている経済環境ということも考えなければならぬので、これを今すぐどうするというのできる問題でもないかもしれないが、当然検討すべき問題であろう。また、この問題は大学教官の流動化ということにもつながる問題でもあり、制度問題にも関連する事柄でもある。

- 私のこれまでの経験では、大学内での議論の場合、多人数で議論すると表向きの議論だけとなり、結局最大公約数的な結論となってしまう。先鋭的な意見は実行上に問題はあるかもしれないが、この委員会では遠慮なく議論を尽くせるようにしたいと思う。

おおむね以上のような意見交換があったのち、下沢専門委員より、前回までに行った検討事項について、配付資料「大学問題に関する調査研究報告書および大学改革に関する調査研究報告書を読んで」を基に、その概要について説明があった。

ついで、これの内容および今後の進め方に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 第1常置委員会の担当事項は「大学の組織・制度」ということであつたので、ただいま下沢専門委員より説明のあつた大学における「教育目標、方法」に関わる問題には余り突っ込んだ議論はしてこなかった。しかし、今回「大学のあり方」の検討ということになると、どうしても研究・教育という面を抜きに

しては考えられないのではないかと思う。なお、48年の報告書の35~36ページ所載の「国立大学のあり方についての前提」の箇所をもう一度確認しておく方がよい、との提言があつたが、これを読むに当たっては、その後の状況の変化に留意する必要がある。

- 研究・教育に関する問題についてであるが、従来の第1常置委員会の担当事項は「大学の組織・制度」ということになっているが、今回来る6月総会の際に、これまでの常置委員会の担当事項が一部変更されることになる。この常置委員会担当事項の一部変更についての審議の過程において、「研究・教育体制に関する問題」をどの常置委員会で担当するかということが問題になり、結局、研究・教育体制の問題は組織・制度とも絡んでくる問題であるから、第1常置委員会の担当事項とすることが適当であろうということになり、今回第1常置委員会の担当事項としてこれが明示されることになる。従つて、当委員会として研究・教育の面について検討することは、一向に差支えない問題である。
- 大学のあり方について検討する場合、現下の財政状態が厳しいことを念頭におくかどうかということがあつた。余りバラ色のものをまとめても現実性に乏しいものになる。
- 大学の組織・制度の問題を考える場合に、外部から見た問題のほかに内部での問題（自己チェックの問題など）をも取り上げる必要があると思う。ところが、日本の大学というのは、大学設置基準というものに縛られている面があるので、この点についての関わりをも検討する必要がある。教特法にもプラス面とマイナス面があると思う。

おおむね以上のような意見の交換があったの
ち、次回を次のように決めて本日の議事を終了

した。

次回 5月31日(火) 13:30~16:00

第2常置委員会

日時 昭和58年1月19日(水) 14:00~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
猪委員長
吉田, 帷子, 伊藤, 黒木, 井出, 金子, 五十嵐,
丸井, 井沢, 谷口, 深瀬, 幡, 井上, 松山, 江橋
各委員
安倍, 宮崎, 猪岡, 松井, 金子各専門委員
(大学入試センター) 肥田野副所長, 中村管理部
長

猪委員長主宰のもとに開会。

【議事】

1. 昭和58年度共通第1次学力試験の実施結果 について

このことについて肥田野大学入試センター副
所長より次のように報告があった。

昭和58年度共通第1次学力試験は去る1月15
日(日), 16日(月; 振替休日)の両日に実施さ
れ, 関係各位のご協力によって無事終了するこ
とができた。なお, 今回試験問題のミスが若干
あったが, これについては受験生に不利になら
ないように措置を講じた。また, 今回の試験に
関して, 新聞紙上等に受験生の欠席率が過去最
高であったとの報道がなされたが, その実情は
例年と大差ないものであった。ただ, 浪人受験
者の多い試験場の欠席率は平均より大分高率で
あった。

ついで中村管理部長より, 共通第1次学力試
験の実施結果等について配付資料の「昭和58年
度共通第1次学力試験実施結果の概要」をもと
に詳細な説明があり, これについて若干質疑応
答が交わされた。

2. 昭和60年度以降の大学入学者選抜実施要項 について

このことについて委員長より概ね次のような
説明があった。

お手許配付の昭和60年度以降の「大学入学者
選抜実施要項」については, 去る1月18日に文
部省大学局長名で各国公私立大学長宛通知され
たが, これが現行の実施要項と異なる主な点
は, ①昭和57年度から新高等学校学習指導要領
が実施されたことに伴い, 各大学の実施する学
力検査の実施科目及び共通第1次学力試験の出
題教科・科目を定めたこと, ②調査書の様式を
一部改めた(「特別活動の記録」欄を設け, ま
た「行動および性格の記録」欄を項目別の評定
から総合所見の記述式に改めた)こと, ③帰国
子女, 社会人について共通第1次学力試験を免
除することができることとしたこと, などであ
る。このほか, 試験期日をこれまで「3月1日
から4月15日までの間」としていたものを実態
に合わせて「2月1日から4月15日までの間」
としている。なお, ①については実施要項に
「……ただし, 大学・学部の目的, 特色, 専門

分野等によっては、社会・理科など特定の教科について3科目以上を出題し2科目を選択解答させ、若しくは特定の2科目を出題し解答させることができる。」と記述されているが、大学・学部によっては2次試験で現行の出題レベルを勘案して3科目あるいは4科目を課す教科もあることが考えられるので、この記述の解釈が若干問題になるようにも思われる。

以上のような説明があったのち、①の学力検査実施科目の記述の解釈等に関して若干意見の交換があった。

3. 国立大学の入試改善について

このことについて委員長より次のように述べられた。

共通入試制度の改善方針については、これまでの検討において「試験期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の減」「推薦入学の枠の拡大」「2次募集の拡大」等が具体的な検討課題に挙がっており、今後これについて検討を重ねたうえで改善案の取りまとめを行いたいと考える。なお、この改善案の取りまとめについては、会長よりタイムスケジュールを立てて検討を進めてほしい旨の要請もあったので、来年10月末を目処に検討をすすめる一方、早期に結論が得られる問題に関しては本年10月末までにその取りまとめを行いたいと考えるので、ご了承いただきたい。なお、その検討に当たっては、各大学の実情などを調べ、入試センターの資料も貰い、また各学長の意見を徴するなどして、それらを基に検討を進めていきたい。それで、当面の作業としては、以上の諸問題についての本委員会におけるこれまでの検討の経過および検討内容等を整理した資料を取りまとめることとしたい。そして、これに世間

一般の意見なども加えて問題の所在を明らかにしたうえで、これを各国立大学長に送付して学長個人としてのこれに対する意見を求めたいと考える。そして、春の総会にはこの結果の報告と合わせて、共通入試に関する新聞報道および高校側の意見等を加えた資料を作成のうえ提出することとしたい。なお、この入試改善の問題については拡大小委員会を主体として検討作業をすすめてゆくことにしているが、その拡大小委員会の構成メンバーに学長委員および専門委員を若干補充しこれを強化したいと考えているので、これについてもご了承いただきたい。

おおよそ以上のような手順で今後国立大学の入試改善について検討をすすめてゆきたいと考えているが、本日は先般の総会における共通1次試験についての自由討議の際の意見や、お手許配付の昨年11月27日に放映されたNHK教育テレビシンポジウム「共通1次」の功罪」の記録等も踏まえて自由討議をお願いしたい。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見交換があった。

- 入試制度の改善は考えていかなければならないが、どのように試験制度を変えても、これが絶対というものは不可能と思われるので、入試制度はあまり拘り定規に運用しない方がよいのではなかろうかというのが私の目下の漠然とした考えである。
- 過日、大阪読売新聞に、同紙が共通第1次学力試験について全国の国公立大学長あて実施したアンケートの集計結果が掲載されていたが、それによると127人の国公立大学長のうち102人の大学長がアンケートに回答し、そのうち74%（75大学長）が共通第1次試験を維持しながら何らかの改善措置が必要であ

るとしており、廃止の意見は9大学という結果であった。

- 共通入試制度に対する批判を大学内外で聞くが、共通入試制度そのものについての評価は少なくとも10年間くらいの期間をかけたのち論じられるべきではなからうか。ただ、共通入試制度がわが国の教育全体に及ぼす影響が大なので、デメリットの面については国大協として絶えず検討を続けてゆく必要がある。私は医学を専門としているので、医師国家試験制度についても同様の観点から関心を持っている。
- 共通入試制度については、これがもたらしたメリットにくらべて兎角デメリットの面が強調されすぎているように思われるが、ただ単一出題方式を取る共通第1次試験の試験形式については、以前本委員会で検討したこともあるアラカルト方式が取り入れられないものかどうかもう一度検討してはいかがかと思う。
- 共通入試は1次試験と2次試験を組み合わせて総合判定することになっているが、これまで実施された共通入試を振り返ってみると、全体として共通第1次学力試験の方を重視しすぎていた傾向がなくもないように思われる。入試の改善について現在真剣に検討されている大学も多いと思うが、その点、今回の共通入試で信州大学経済学部に行った選抜方法もその一つの行き方かと思われる。本委員会においても入試の改善について共通入試制度の基本とのかかわりということを考慮しながら検討をすすめてゆきたいと考える。
- 大方の私立大学の入試が3教科3科目であるのに対し、国公立大学では共通第1次学力試験で5教科7科目が課されるうえ更に2次

試験も課されることについて、国立大学を受験する者の負担感が重いのではないかという見方もあるようであるが、このような国公立と私立との入試科目の相違はどこからきているのであろうか。

- 大学入学者選抜実施要項に「学力検査は5教科を実施することが原則」である旨の記載があり、これが国公私立大学を通じた基本的方針として示されている。しかし、私立大学の多くは、入試を一日で終了させたいということなどの理由で試験科目を3科目どまりとしているのが実態である。一方、共通第1次学力試験の科目数については、種々の議論も踏まえて現在入試センターの研究部において調査研究を行っているところであるが、一般的には2次試験で試験科目の多い大学の受験者数が減少傾向を辿っているといえるようである。しかし、これについては、2次試験で英語を課していない大学では語学力の低い者が入学してくるなどの問題が生じている例もあり、入試については単に受験者数ということだけでなく、その質との関連ということも考慮すべきことと思われる。
- 入試改善措置の一つとして考えられている「共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げ」の問題については、高校教育の正常化という観点からも、また、試験問題作成上からも望ましい（高校の第3学期の授業が完了していれば出題の範囲に制約を加える必要がなくなる）といえる。また、これについては2次試験の出願期日との間隔を近接させれば今日見られるような受験産業のリードによる受験指導にある程度ブレーキがかかって輪切り現象の緩和ということも期待されるが、ただこれには入試センターのデータ処理能力とも

絡む面もあり、今後慎重に検討をすすめてゆく必要がある。

- 共通第1次学力試験は、「高校教育における一般的・基礎的学習の達成の程度を判定する」という基本精神に立っているが、実際にはこれが選抜試験的側面が強くなっている事実がある。それで、共通第1次学力試験の教科間に配点の傾斜をつけたり、共通第1次試験と2次試験の配点比率を調整するといった措置が講じられているが、このような技術論では入試改善を図ることは難しいのではないかと思われる。一方、共通第1次試験の資格試験化という考え方については、現行法制上高校長による卒業の認定が即ち大学入学の資格要件となっているので、これは法改正を行わない限り無理である。しかし、共通第1次試験も方法によっては資格試験的な性格をもたせることは可能ではないかと思われる。それには例えば、共通第1次試験を今のよう一点刻みによる判定ではなく20点とか50点といった幅の単位で評価するというのも一つの方法として考えられる。これによって極端な輪切り現象の緩和ということが期待できるし、2次試験についてももう少しウエート論に捉われず実質的な学力の評価が行えるようになるのではなかろうか。しかし、これについては共通入試制度の性格にもかかわってくる点もあるので今後じっくり腰を据えて検討をすすめてゆく必要がある。
- 共通入試制度については、これを検討していた当初、共通第1次試験と2次試験を合わせた総合判定により合否を決めるということとされたが、1次試験と2次試験に対する各大学の配点比率は公表しないこととされた。また、受験生に自己採点をさせ、それによ

て出願時に記載した志望校の変更を認めるという考え方もなかった。それが、共通入試の実施と同時に従来の一期校・二期校が一本化されて、受験の機会が一回に減ることになったため、それに対する代償措置として高校側の強い要望もあって自己採点方式が共通入試制度に採り入れられたという経緯がある。しかし、この受験生の自己採点の導入とそれに伴う志望校の変更の認容が輪切り現象を強め、大学の序列化をつくり出す一因になっているとすれば問題であり、共通入試制度を導入した初心に還ってこれの見直しをする必要がある。

- 今回の共通第1次試験の出題内容を見た率直な印象としては、受験生にとって5教科7科目を受験することは負担感が相当に重いと思われる。特に社会の「世界史」・「日本史」などは細部にわたる記憶が問われていて、このような知識が理系に進学する者に果たして必要であるのかという疑問を感じる。それで、共通第1次試験については理系コースと文系コースに試験科目を分けて実施した方がよいように思われる。

それから、輪切り現象のことであるが、これは中学校から高校に進学する時にすでにこの洗礼を受けてきているのであり、共通入試がその原因であるといわんばかりに世間からいわれていることには何か割り切れない感じがしている。

- 輪切りによる受験指導の影響ということもあるであろうか最近の受験生は全体的に覇気に欠けているように思われる。受験生はもっとチャレンジ精神をもってほしいと思う。その点を高校側や父兄側にPRして、意識を変えさせる必要もあるのではないか。

- 入学者の選抜については、高校側の受験指導にも問題はあろうが、大学の側にも偏差値にばかり捉われない柔軟な考え方もつ必要があろう。
- 共通第1次試験に対する現役志願率が年を追って漸減していることも問題であるが、国立大学に合格しながら入学を辞退する者がふえてきてその多くが私立大学の方へ流れている点についても考慮する必要がある。最近いろいろな観点から共通1次試験批判が出されているが、それらの内容について調査する必要がある。

共通第1次試験が目的とするところは「高校教育の一般的・基礎的学習の達成度の判定」ということであるので、余り記憶偏重に因われた枝葉の知識を検査するのではなく基本的学力をみる問題を重点とし、出題のレベルは高校の教科書の基礎的内容をきちんと履修していさえすれば、平均800点程度は取れるようにしてもよいのではないかと。そうすれば、“何百点大学”などということもなくな

り、大学の雰囲気も変わってくるのではないかとと思われる。

- 大学入試センターでは共通第1次試験の問題作成にあたって各教科とも平均点が6割を下廻らないということの一つの目安としているが、これについては内部でもいろいろな意見があるので、各大学の意見もききたいと思う。
- 共通第1次試験の問題については入試センターで細心の注意をもってあたられていることと思うが、出題者の思い違いから思わぬミスがあるようなので、これについて第三者によるチェック機関を設ける必要はないであろうか。
- 入試センターでは試験問題の作成にあたる委員会のほかに、その内容を点検調査する委員会や用字用語をチェックする委員会もおいで慎重を期している。

概ね以上のような意見交換があり、本日の会議を終了した。

日時 昭和58年3月16日(水) 14:00~16:30
 場所 国立大学協会会議室
 出席者 猪委員長

第2常置委員会拡大小委員会・入試教科目改訂専門委員会合同会議

(拡大小委員会) *帷子, 黒木, 井出, *丸井各委員
 *宮崎, *松井, 金子各専門委員 (*印は入試教科目改訂専門委員兼任)
 (入試教科目改訂専門委員会) 喜多, 高野, 末松, 奥田, 吉村各委員

猪委員長主宰のもとに開会。

【議事】

- ◎ 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の問題について

初めに委員長より、共通入試の改善に関するその後の審議経過について次のように説明があった。

去る1月19日(水)に会長出席のもとに第2常置委員会を開催し入試改善の問題について協

議を行った結果、これまでの検討において話題に挙がっている「試験期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の減」等の改善案について今後更に検討をすすめたうえ本委員会として改善案を取りまとめることとし、その期限については会長からの要請もあって早期に結論の得られるものについては本年10月末、最終的な取りまとめを来年10月末を目処とすることとした。そして、その手始めとして、共通入試制度の基本的考え方やこれの実施後に提起された諸問題の検討内容等を整理したレポートを取りまとめ、これを参考に供して各国立大学長に共通入試に関する当面の諸問題についての意見を求めることとしてはどうかということとなった。それで、この計画について去る2月25日（金）の理事会に諮ったところ、了承が得られたので、その後、丸井委員および松井専門委員の協力の下にこのレポートならびにアンケートの項目の取りまとめを行った。それが、お手許配付の「入試改善についての国大協第2常置委員会における検討事項」である。本日はこれの内容についてご協議をいただきたい。

以上の説明ののち協議に入り、初めに「入試改善についての国大協第2常置委員会における検討事項」（以下「検討事項」という）の朗読（事務局）があり、ついでこれをもとに概ね次のような意見交換があった。

- 共通第1次学力試験の出題教科目を5教科7科目としたこと理由というのは、共通第1次学力試験の目的が「高校教育における一般的・基礎的学習の達成の程度を判定する」としていることから、必修科目を中心に5教科7科目を課するのが適当であるとして設定されたものである。そして、これについては

高校側の大方の支持も得られている。しかし、この5教科7科目というのは受験生には負担過重であり、そのことから試験科目数の少ない私立大学の方に受験生が流れて国立大学離れの現象が生じているのではないかという意見があり、また一方、非進学校や学力の中位の者に国立大学の受験の途を事実上閉ざしているのではないかという声もある。このようなことを踏まえて、今後共通第1次試験の出題教科目数について議論していただきたい。

- 以前、共通第1次学力試験の出題科目について入試教科目改訂専門委員会や入試センター試験教科目等調査研究委員会で検討を行っていた過程で、5教科5科目という考え方の意見もあった。しかし、一口に5教科5科目といってもいろいろな考え方がある。例えば、必修科目に限って出題するという考え方もあるし、また極端な例としては、必修科目を抜いた選択科目中心の5教科5科目という考え方もあり、その科目の課し方はいろいろ考えられる。前者の考え方では出題のレベルが下がることになるので共通第1次試験は資格試験的性格のものになり、それに伴って2次試験の比重が高くなる結果となる。一方、後者の場合には新学習指導要領がその狙いとしている「学校の主体性を尊重し、特色ある学校づくりができるようにする」という改訂の基本方針に制約を加えるおそれが生じてこよう。
- 共通第1次学力試験の5教科7科目が受験生に負担過重になっているのではないかとわれているのは、共通1次試験の成績が1000点満点の1点刻みの点数によって行われているために、受験生は全教科目にわたって満遍

なく点を取らざるを得ない実情にあるということにも原因の一端があるのではなからうか。そこで、これを改善するために、例えば総合点ではこれを20点きざみで表示するか、さらに一步進めて、一定以上の得点を得た者は大学を受験できるとする「資格試験的性格」を持たせることなどが考えられるが、この点について意見をきくことはどうであろうか。

- 共通第1次試験で課している5教科7科目が受験生に負担過重になっているという認識から、試験形式を文系・理系に分けた方がよいという意見をもつ学長も少なからずいるようであるが、この場合、問題点として考えられるのはどのような点であろうか。
- 共通第1次試験を文系・理系に分けた場合の問題点として考えられるのは、一つは受験生のコース選択の時期（共通第1次試験出願時とするか受験時とするか）の問題がある。これを現行の受験願書提出時（10月）ということにすると、高校2年次の段階から志望大学・学部を決めておかなければならないことになる（コース変更が難しくなる）。第2に、文系・理系といっても大学によっては同じ名称の学部でもその必要とする試験科目が必ずしも同一になるとは限らない（この点から第1、第2、第3類系という分類の仕方が検討されたことがある）。もう一つは、共通第1次試験の目的に照らして、文系・理系に分けて選抜すること（例えば、文系学部では理科1科目と社会2科目、理系学部では理科2科目と社会1科目を課す）自体にどれほどの意味があるのかという疑問である（2次試験で、例えば同じ数学でも文系と理系に分けて出題している大学も多い）。

- 進学校といわれている高校では大学入試に向けて早いところでは2年次の10月段階で、遅くとも3年次の4月には文系・理系に分けて進路体制をとっているというのが実態のようである。
- 私の所属している日本工学会では今、わが国の工学のあり方に関して種々議論が行われているが、そこで頻りにいわれているのは独創性の必要性ということである。画一的な教育からは独創性は生まれにくいと思うが、この点日本の教育の流れは逆行していないであろうか。これは入試の方法とか入試の技術に関することとは別な問題であるが考慮の要があると思われる。
- 入試改善についての検討をすすめるうえの資料とするために「検討事項」について各学長から意見を求めるということ自体は結構であるが、その調査の仕方や方法について十分検討する必要がある。
- 今回の意見照会は、質問項目について賛否を問うというのではなく自由に意見を述べてもらうものである。そして、各学長より来る4月末頃までに意見を提出して貰い、これを整理したうえで来る6月総会に提出して論議の資としたいと考えている。そして、これを踏まえて入試改善について検討をすすめてゆくとともに、必要に応じて正式のアンケート調査なども行いたいと考える。
- 共通第1次試験は「高校教育における一般的・基礎的学習の達成の程度を測る」ということがその目的とされているが、これが一方で「選抜試験」の側面もあり、共通第1次試験はある意味で矛盾を有していることは否定できないと思われる。もし、共通第1次試験に選抜的要素を是認するというのであれば、

技術上やや問題点はあるが、以前本委員会で検討したこともあるアラカルト方式ということも再検討してもよいのではなからうか。

- 共通第1次試験でいわゆるアラカルト方式（各大学・学部がそれぞれに試験科目を指定）を採るとなると、進学高校などでは大学・学部の指定科目に合わせた教育課程の編成が行われるようになり、進路指導が複雑になるばかりでなく高校教育全体が乱されるおそれがある。
- アラカルト方式にした場合、高校の進路指導がしにくくなるという問題はあろうが、2次試験との組合せを工夫することでこの方法にも十分メリットが考えられるのではなからうか。
- 今回の共通入試の試験監督をした理系の教官から、「世界史」「日本史」など細部にわたる記憶が問われるような科目の試験は大学の理系にすすむ者には不必要であり、これに要する勉強時間を他の理系の科目の勉強の方に振り向けた方がよいのではないか、という意見をきかされた。この点については同感できる点もあるが、ただ、アラカルト方式を採るということになると、学部それぞれの都合で試験科目を指定することになり、例えば「社会」は不要であるというようなことにもなり、共通入試の趣旨が崩れる恐れも生じてこよう。
- 共通第1次試験の出題教科目について、これを減らす（たとえば5教科5科目）とか特定の科目について極端な傾斜配点（実質的な科目減）を行ってはどうかという考え方があ一方、出題教科目は従来同様5教科7科目とするが、問題を平易にして各教科目とも平均点が80点程度になる（現行は平均60点を目

安としている）ようにしてはどうかという考え方もある。

- 2次試験で論文のみを課するというような大学では、共通第1次試験の出題内容をあまり易しくしたり、特定の科目を試験科目から除外したりすると入学者の選抜上困る点が起こってこよう。
- 共通第1次試験を文系・理系に分けることには反対したい。高校教育は幅広く勉強することが大切であるという観点から、共通第1次試験はこれまで同様全ての受験生に共通の問題を課して高校教育の基礎学力を判定することでよいと思う。そうすると、各大学がそれぞれ2次試験をどのように工夫してゆくかということが問題になってこよう。
- 共通第1次試験の試験問題を平易にして、その結果、得点の平均が高い数値になったとしてもよいのではなからうか。高校教育の基礎をきちんと履修しておきさえすれば相当高い得点が取れるとなると、これは受験生にとって励みになるのではなからうか。それから、最近2次試験で小論文を課するところも増えてきているが、これも何をどう書かせるかという内容が問題であると思う。
- 共通第1次試験の試験形式がコース別やアラカルト方式の方向にすすんでゆくことには反対である。大学としては外部の意見に惑わされずに主体的に判断すべきである。アラカルト方式が採用されれば高校教育を乱すことになる。そのような方法を考えるよりも、現行方式の下で推薦入学とか2次募集などを活かして多面的な選考が考えられてよいのではないか。
- 入学者の選抜にあたって各大学は、自分の大学ではこのような学生がほしいという大学

としての理念をはっきりさせる必要があるのではなからうか。それと、新教育課程によって教育を受けてきた者に対する大学における教養課程教育のあり方についても今から検討をすすめておかなければならないと思う。

- 共通入試については高校教育の正常な運営を乱さないということが前提となっているが、もし共通第1次試験を文系・理系に分けると、進学校ではこれに合わせてカリキュラムを編成することになるのは必至と思われる。そうなると、高校教育と大学教育が一直線に結ばれることになるが、これが今の時代に適うものかどうか問題があると思う。前回の高校学習指導要領の改訂（昭和48年）では文系・理系・教養・職業の4つのカリキュラムの類型をつくったが、これが各高校のカリキュラム編成に影響を与えて好ましくないということから、今回の改訂ではカリキュラムを8つの類型として考え方を示すにとどめた、という経緯がある。

ところで、共通入試制度の導入によって、高校側は試験問題が的確になったというプラスの面が考えられるが、大学側はこれによって学部・学科に相応しい者を選抜しているかどうか問題であろう。

- 共通入試の試験問題の内容には余り問題はないが、共通第1次と2次試験の組合せという点に問題がある。2次試験のあり方とか、1次と2次との組合せの仕方についてさらに検討の要があろう。それから、共通1次試験における「自己採点」のことであるが、共通入試制度について検討していた当初、共通1次と2次試験を合わせた総合判定により合否を決めるという考え方の中に自己採点方式

（受験生の自己採点による志望校の変更を認める）という考え方はなかった。それは、共通1次試験は入学者選抜の一環であるので、試験結果に関する資料の公表はしないという建前からであった。しかし、共通入試の実施と同時に従来の一期校・二期校が一本化されて受験の機会が1回に減ることになったため、受験機会の減少に伴う代償措置として、高校側の希望を考慮してこの自己採点方式が導入されることになったのである。しかし、この自己採点方式の導入が結果として受験産業の介入を促し、その結果、受験生の「輪切り」現象、大学の序列化といった好ましくない現象を生む因ともなった。これの対策としては、自己採点方式を廃することが最も効果的であるように思われるが、これを採用した経緯を勘案すると、直ちにこれを廃して受験の選択の機会を減らすことも難しいと思われる。そうすると、考えられる一つの方法として、2次募集枠の大幅な拡大ということがあるが、これには自ずと限界がある。もう一つは、2次試験の期日を一律に限定しないという方法が考えられるが、これを実施した場合にどのような問題があるであろうか。

- 2次試験を各大学でバラバラに実施することになると、学力の高い者の複数大学への掛け持ち受験が行われ、その結果、合格者の入学辞退が大幅にふえて、大学によっては定員割れが生じその補充に苦勞するという以前の二期校にみられた状況が再現されることになろう。
- 共通第1次学力試験は「高校教育の一般的・基礎的学習の達成度の判定」を目的としているが、これが一面において選抜的要素を有していることには問題があるように思われ

る。それで、共通第1次学力試験とはそもそも何かという本質に立ち返って、もう一度大学入試におけるこの位置づけを考え直してみる必要があるように思われる。

- 共通第1次学力試験で自己採点方式を採用していることについては、これでよいと思う。問題はこれが進路指導にあたって受験産業にリードされていることであり、これにメスを入れなくてはならないと思う。
- 「検討事項」について来る4月末くらいを締切りとして各学長より自由記述式でご意見を寄せていただいて、この結果を整理したうえ来る6月総会に提出することにしてはどう

かと考える。そして、これを踏まえて入試改善について更に検討をすすめたうえ、改めて各大学宛アンケート調査を実施してはどうだろうか。

概ね以上のような意見交換が行われ、その結果、「入試改善についての国大協第2常置委員会における検討事項」を了承し、これを委員長名をもって各国立大学長宛送付し、4月末締切りでこれに対する意見を求めることとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

第5常置委員会

日時 昭和58年2月26日(土) 10:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 西川委員長

長谷部, 大塚, 鈴木, 田中, 北条, 橋爪, 榊林, 堯天, 小林, 三善, 柿本, 宮城各委員
篠沢専門委員

(文部省) 内田企画連絡課長, 草場国際教育文化課長, 岡村留学生課長, 松本高等教育計画課課長補佐, 草原国際学術課課長補佐

西川委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より本日出席の文部省関係官の紹介があり、ついで次のように挨拶があった。

本日の議題は、ご案内のとおり「昭和58年度の国際交流関係予算について」および「昭和58年度の外国学長招致事業について」ということであるが、そのうちでも主としてご協議を願いたいのは、「昭和58年度の国際交流関係予算について」の問題である。これについては先ず文部省の方より説明を伺ったうえでご協議願うことにしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

1. 昭和58年度の国際交流関係予算について

まず内田企画連絡課長より、昭和58年度予算は前年度を下回る厳しい状況で期待した伸びはみられないが新しいものを盛り込む努力を払った、との前置きののち、配付の「昭和58年度教育・学術・文化の国際交流関係予算(案)概要」を基に、次の各項目にわたり詳細な説明があった。

I 教育関係

- (1) 留学生事業の拡充について
- (2) 国際理解の増進

(3) 発展途上国の研修員受入れ等教育協力

(4) 海外子女教育の振興

II 学術関係

(1) 学術協力体制の整備・拡充

(2) 国際共同研究事業の推進

(3) 国際連合大学への協力

III 文化関係

(1) 芸術文化交流の推進

(2) スポーツ交流の推進

IV ユネスコ・OECD

(1) 日本ユネスコ国内委員会事務処理

(2) ユネスコ事業計画の推進

(3) OECD事業への参加

V 行政組織体制の整備

(1) 行政組織体制の整備

(2) 国際会議等出席旅費

以上の説明に関し、次のような質疑ならびに意見の交換があった。

- 現在、各大学に配属されている国際主幹の方達は、これまで海外で長期滞在の経験を持っておられる人達であろうか。留学生等との応待の場合には海外での生活経験を持っているということが大事であると思うが、文部省の方ではこの点についてどのように考えているのであろうか。
- 大部分の国際主幹は何らかのかたちで外国での生活を体験して来ている者であるが、現在はまだ全員そうであるというまでには至っていない。しかし、2～3年後には国際主幹全員が外国での生活を体験した者になるようにしたいと考えている。
- 国際主幹の増員は振替え人事として扱われるのか、それとも純増であろうか。
- 国際主幹の増員は純増として扱われてい

る。

- 留学生に関することであるが、マレーシアを除くアセアン（ASEAN）諸国から国費留学生がどのくらい来日しているのであろうか。
- 現在、アセアン諸国からの国費留学生の数は約460名であり、このうちマレーシアから来ている留学生の数は72名である。
- 来年度からわが国へ来るというマレーシアからの学部留学生受入れについて、その数および教育状況等についておききしたい。
- マレーシアからの学部留学生受入れは2～3年前から話題になっていた問題であるが、ようやく話もまとまり来年度（59年4月）から約50名程度の留学生が来日することになった。この留学生は、その必要経費をマレーシア政府で負担するというかたちのもので、59年度以降についても当分の間、毎年約50名前後の留学生が来日する予定である。

なお、この来日留学生の予備教育については、これをマレーシア現地で実施し、その期間は2年間である。最初の1年間は、日本語教育を行い、その指導教官については国際交流基金の方で世話をすることになっている。2年目は日本語の教育もやるが、各教科についての勉強を日本語で教えることになっており、予備教育の2年目に当る今年の5月からの教科担当の教官については、文部省の方から8名の教官を派遣することになっている。この8名の教官は公立高等学校の先生達であるが、団長は九州大学の教育学部の教授をお願いしている。

- 現在わが国に来ているアセアン諸国からの国費留学生の経費は文部省の予算で賄っているものなのか、それとも国際協力事業団の予

算で賄われているものであるのか。

- アセアン諸国からの国費留学生の経費負担については全員国費留学生のかたちで文部省の予算で賄っている。国際協力事業団の予算で賄っているのは研究生であって、これは留学生の範疇には入らない。なお、台湾から来ている留学生は全員私費留学生であって、その数は約3,000名である。
- 留学生の受け入れに関することであるが、鹿児島大学では、現在フィリピン国のある大学を指定して留学生を受け入れているが、先方の大学の要請としては、できれば国費留学生というかたちで受け入れてほしいということである。このような場合、どのようなことになるのであろうか。
- 国費留学生を採用するシステムとしては、次の2つのかたちがある。その一つは、在外公館が募集して受付を行い、第1次選考をして決めるという方式であり、他の一つは交流協定を結んでいる大学間で相手国の大学から留学生を呼ぶという場合である。この方式の場合には大学側から文部省の方へ申出ることになっている。ただし、留学生の採用を決めるについては、在外公館推薦の場合は、多分に外交的要素が加味される。例えばその国に対する留学生の枠を何名にするかというような外交的な配慮が行われる。また、大学推薦の場合は、大学間の交流の増進ということや、留学生個人の質資を重視しなければならないということがある。
- 留学生受入れの際に一番問題になるのは日本語の問題である。中国の留学生の場合は、現地で日本語教育を施してから来日しているので問題はないようである。これは、中国での日本語教育の効果のあらわれであると思う

が、今後このようなケースを文部省としては中国以外の国に対しても実施する構想があるのであろうか。

- 来年度から来日するマレーシア国の留学生は、中国政府派遣留学生の場合と同様に派遣する当該国が留学生の必要経費を負担するというかたちのものである。このように、外国政府がそこまで力を入れて人材養成の協力を求めてくる場合には日本側としてもできるだけ協力はしようという方針である。

なお、一般国費留学生に対する日本での日本語教育については、各大学に入学する前に、1年間東京外国語大学で予備教育を行っている。また、研究留学生については、半年の期間で大阪外国語大学と名古屋大学でこれを行っているが、58年度からは、北海道地区の研究留学生については北海道大学で行うということになった。

- 外国人教師招へいの際の旅費の問題であるが、その赴任旅費、帰国旅費についてはどのようになるのか。それから、海外子女教育のための学校はどれぐらいあるのか、またその日本人学校の教師として国立大学附属学校の教師はどれぐらい派遣されているのか。

- 外国人教師招へいの場合、外国人教師の赴任旅費については文部省の方で支払うということになっているが、帰国旅費については、現在文部省と大蔵省との間で折衝中である。

次に海外子女教育のための日本人学校の数であるが、現在は74校であり派遣教員の数は955名である。このうち、国立大学附属学校の教師の数は28名である。

なお、59年度以降の国立大学附属学校の派遣教師をどのようにするかについては、まだ最終的な方針は決っていないが、文部省の内

部の意見としては、海外子女の教育は公立学校の教師を中心とし、帰国子女の教育については国立大学附属学校の教師を重点とするようにしてはどうかという意見がある。

○ IIの学術関係の中の「在外研究員等の派遣」に関することであるが、若手研究者に海外研究の機会を与えるようにしてほしいと思う。それで、奨励研究員の派遣というようなかたちで、例えば35歳以下の若手研究者を海外に派遣するわけにはいかないものであろうか。

○ 現在の財政事情では、前年度の予算を維持するのがやっとならぬといった状況にある。しかし、この事情が緩和されてくれば、また新しい計画も考えられると思っている。なお、在外研究員の派遣については、各大学の推薦順位を尊重しているのだから、若手研究者を派遣したいという希望があるのであれば、推薦順位をそれぞれの大学において配慮されるようお願いしたい。ちなみに、56年度の調査による在外研究員の年齢別データでは、35歳未満のもの的人数は82名であり、この数は全体の13.4パーセントに当たる。

○ このたび「国公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」が制定されたが、この制度の発足によって従来の外国人教師は減らされることになるのか。それから従来の外国人教師は語学担当の者が圧倒的に多いが、国際化時代に対応して語学以外の教師（人文科学、社会科学等の）を招致することを考えてはどうか。この外国人教師・講師の活用ということを文部省はどのように考えているのか。

○ 外国人教員の国公立大学への任用の途が開かれても、従来の外国人教師・講師を減らす

ことは考えていない。また外国人教師の活用については、現在のところ明確な方針はないが語学教育の場合のみを考えているわけではない。

2. 昭和58年度の外国学長招致事業について

これに関して、委員長より次のように述べられた。

58年度の外国学長招致については、一応ニュージーランド国の大学長を招致しようということ当委員会を決めたので、文部省の方で目下先方と折衝を進めている段階である。それで、その後の経過について文部省より説明をお願いしたい。

ついで、草場国際教育文化課長より次のように説明があった。

外国学長の招致については、昨年秋の本委員会で検討された結果、第1順位がニュージーランド国で、次がイギリス国ということになった。この結論に基づいて、文部省としては早速ニュージーランド国の在日大使館の文化担当官に連絡をとり、その旨を口頭で伝えておいた。（12月中頃）なおその際に、本委員会から要望のあった“相互交流”のことにも触れておいた。

その後、58年度予算案の決定後の2月14日に公文書をもって外務省へニュージーランド国の学長を招致したい旨を伝え、同国政府への連絡を依頼した。なお、これに対する諾否の返事は4月15日までに貰うことにしている。

なお、ニュージーランド国には、オークランド大学ほか5大学あるが、そのうちから3大学の学長を招致することにしている。また、来日の時期については本年秋頃とし、約2週間の期間ということにしている。

なお、相互交流のことに関連し、一昨年当方で招致したカナダ国から、今回6人の学長を招待したいとの申し出があったことについて簡単にご報告したい。これは、カナダ国のことを研究している大学を招待したいという先方の希望もあり、そのメンバーは国立大学では北海道大学、筑波大学、東京大学、広島大学の4大学、それに私立では上智大学、関西学院大学の2大学ということに決定された。これの訪問時期は4月27日から5月7日までという予定である。

これで48年以降交流が行われた8カ国のうち、西独、タイ、オーストラリア、カナダの4カ国との間で相互交流が実現したことになる。

以上の報告について、委員長よりさらにその経緯について補足説明があり、予定の議題についての協議を終わった。

このあと国際交流の問題に関連して、発展途上国に対する協力援助が多岐のルートで行われ（学術振興会の事業やジャイカの事業等）現地においていろいろな支障を生じていることに関し、関係省庁間の連絡調整を強化すべきであるとの提言があり、これに関し若干意見の交換が行われた。

以上をもって、本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和58年1月21日(金) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 猪委員長
吉田、高安、吉利、山村、古川、福見各委員
尾島、中川各専門委員
(文部省)前畑医学教育課長

猪委員長主宰のもとに開会。

議事に入るに先立ち委員長から、専門委員の補充について次のように提案があり、了承された。

専門委員の方々にはご多忙のところ種々ご苦勞をおかけしているのです、この際その補充を図りたいと考え、新潟大学の西大義久教授を専門委員に委嘱したいと思うのでご承頂きたい。

ついで、次のように挨拶があった。

本日は「当面する諸問題」という議題でご協議願いたいと思っているが、先ず最初にご討議願いたいのは、臨調の第2部会の指摘事項に取り上げられている「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連した医学部の整理統合の問題である。

この「国立大学の学部等の再編整理」の問題については、大学の組織・制度に関わる問題である関係から第1常置委員会の方で検討されているが、医学部の問題に関しては、「医学教育に関する特別委員会」があるのでその方にお任せしたいという第1常置委員長の意向である。以上のような次第で、これからこの問題についてご検討願うわけである。

なお、この問題については国立大学医学部長会議でも検討されており、国大協の意見をきいてさらに審議を進めていきたいということであるので、本日その幹事の一人である森東大医学部長にご出席願う話を伺う予定であったが、都合で出席できないことになった。

なお、本日は文部省から前畑医学教育課長に

ご出席を願っているので、先ず文部省側からこの問題に関する情報を伺ったのち協議に入ることにした。

以上のように挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

1. 医学部の整理統合問題について

初めに前畑医学教育課長より次のような説明があった。

臨調の第2部会では、昨年12月28日「省庁組織の整理・再編合理化」についての部会報告があった。その中身には本省部局の再編合理化に関する事項もあり、例えば大学行政について大学局と管理局の2局で別々に行っているのは不合理であるのでこれを一本化してはどうかという指摘もある。また、これに関連して附属機関について、文教研究施設で計画的人材養成を要する分野においては、再編合理化を進めるべきであると指摘している。人材養成を要する分野というのは、配付資料にもあるように、医師、看護婦、船員、教員などを養成する特定の専門分野の人材養成機関を指すものである。

一方、昨年の7月に提出された臨調第3次答申にも、医療供給の合理化ということで「医療従事者について、将来の需給バランスを見通しつつ適切な養成に努める。特に医師については、過剰を招かないよう合理的な医師養成計画を樹立する。」という意見が述べられている。以上の第2部会の報告とこの第3次答申の提言が絡んで、新聞等では医師過剰、医学部の統合等が大々的に報道されたが、今回の第2部会の報告ではそのような形にはなっていない。

ただ、このような状況の下で、われわれの方

としても医学部の入学定員をどうするかということがこれから先の課題として残されることになる。そして、その結論の如何によっては、かつての議論にもあったように大学が大学として存立するためには、ある程度の規模というものが必要ということになり、その入学定員のあり方の如何によっては、例えば国立大学に関して考えた場合には、「統合」という結論になる可能性も全くないとは言えないのではないかと思われる。以上のような状況であるので、これについてご意見を伺いたいと思う次第である。

について委員長より次のように述べられた。

本問題の経過について説明を伺ったが、これにどう対応するかということは仲々むずかしい。この医学部の整理統合の問題には、その前提として医師過剰ということがあるが、これはそう簡単な問題ではない。それはそれとして、医学部定員の削減ということは予想される。そして、学生定員が減ると教官定員の削減に連動しかねない。その辺を踏まえた上で、国立大学の医学部にはこれだけの学生と教官が必要であるという基本構想を立てないと、臨調の動きに対応できない。今すぐというわけではないが、この問題について検討を始め、何らかの見解をまとめる必要がある。

ついで次のような意見交換が行われた。

○ 人口当りの医師の数についてであるが、これについては何か根拠があるように言われているが、どのようなことであろうか。

○ 医師過剰の問題については、一昨年の国会でも議論があり、医師の数を減らすべきであるというかなり強い意見があった。医師の数を減らすについては、先ず国立大学の医学部

の入学定員を減らすべきであるということである。なお、それに伴って医学部教官の削減もできるのではないかという考えもあるようである。

これについて、なぜ国立大学だけの医学部入学定員を減らさなければならないのかということについては、現在医師養成1人当りの国費は500万円～600万円掛かることであるから、国立大学の医学部定員を減らすことによって、それだけの予算が助かるという論法からのようである。

このような議論が国会でなされたために、医師の需給関係について、厚生省や文部省においてはその方の調査機関を設けて検討することになったのであるが、現在具体的な結論を出すという段階までには至っていない。

医療従事者の需給計画と必要な医師の数の問題については、厚生省関係でも、また文部省でも科学研究費をもって幾つかのグループによって研究されているが、人口10万人に対して医師の数が、基本的に何名が適当であるかという問題は、国際比較としてはある意味を持つかもしれないが、それぞれの国の医師の数が何名が適正であるかということを経験的根拠をもって数字で表現するのはむずかしいのではないかというのが、これまでの研究過程から受け取っている感じである。

- アメリカでも、人口当りの医師の数がどれだけ適正であるかということが議論されたことがある。ところが基本的には、どの程度の医療をするかということが決まらなければこの議論はすすまないというわけで、結局結論は出なかった。日本でも現在、厚生省がどのような医療をするかという方針を持っているかという、はっきりした方針は持っていない。

従って、諸外国の例を見て比較していくより仕方がないという現状である。“医師過剰”という言葉も外国との比較の上のことである。日本では、このままでゆけば、人口比では確かに医者が増えることになる。ところで、医師の適正数についての政策は、どこが主体となって動かし、決定するのであるか。その辺にも問題があるのではなからうか。

- 大学側として、日本の医療行政のため、これだけの学生の教育とそれに伴う教官が必要であるという考えをまとめれば厚生省を動かす力になる。
- 現在日本では、僻地や衛生行政の分野、それから基礎医学の分野では医学者の不足ということが言われていて、決して医師過剰という状態ではない。これは厚生省も文部省も同じ考えである。

ただ、かつて人口10万人に対して医師150人ということが言われてきたのであるが、この目標数にはどうやら到達したようである。そこで今後は、どれだけの医師の数が適正であるかということが検討課題となる。

- 厚生省関係で調査したところでは、医師の適正指数は決めかねるが、増加の傾向は明らかであるということである。

この医師の増加を年齢構成からみた場合、戦中、戦後の医学専門学校卒の医師が大量に活躍しているところへ、更に新制医科大卒が加わったということが医師の数を急上昇させることになったと思われるが、そろそろ医専卒の医師も現役より後退する時期であるので、まだ医師のピーク時代というには間があるのではなからうか。問題は、いよいよ医専卒の医師が現役で働けなくなったときの医

師の数がどうなるかということであろう。

- 医師過剰の問題については、国立大学の医学部長会議でも話題として取り上げられているが、現在の状況のまま推移すると、西暦2千数十年頃には医師の数が人口10万人に対して300人ぐらいになると考えられる。それで、国立大学の医学部の中には、医学部の入学定員を減らすべきではないかという意見も出ているようである。この入学定員を減らしたいという意見には、次の2つの理由が挙げられている。

① 入学者の質の低下。

② 医師養成の教育条件に照らして、このままの状態では責任を持った医師教育ができない。

以上のように言われているが、このような問題についてどう対応すべきかという問題がある。

いま一つは、全国医学部長・病院長会議等においてもしばしば議論されている問題であるが、インターン制度が廃止されて以来そのしわ寄せが医学部の学部教育の中に持ち込まれているにもかかわらず、医学部の適正な教育条件が充足されていないではないかという問題がある。そして、これについては、教育条件に見合った改善を早急に図るべきであるという要望が出されている。

なお、この問題について対応する際には、実際的な問題として、国家財政が現在のような状況では適正な教官定員の確保や施設設備の整備充実等はとても望めそうもないということを念頭におかなければならない。それで、現在のままの陣容で教育をしなければならないとなると、医師養成の適正規模の問題は国立大学自体の問題として検討しておく必

要があるように思われる。

- 医師の養成についてであるが、現在、医学部の学生定員は一学年120人である。1クラス120人の学生定員が教育の上から適当であるかどうかということについて、文化革命前の中国で実験をしたことがある。その資料によると1クラスの人数のマキシムは100人が限度であるということである。またこの人数より多くしても、その歩止まりは結局100人に落ちつくということであるから、現在の医学部の学生定員については、何か特別に教育法を変えない限りは1クラス100人が限度ではなかろうか。

- 新設医科大学設立の際、学生定員を120人と決めたときに、それでは定員数がまだ少ないのではないかという意見があった。これには、新設の医科大学を設けるよりも既設の大学の医学部の学生定員数を増やした方がよいのではないかという考えがあったからのようである。このように常に行政の方が先行していろいろなことを考えることになるのであるが、今回は大学の方が主体性をもって考えなければならないように思う。

- 現実の問題として医学部の問題を捉えていくには、これまでの議論の中にもあったように、医学の分野の中でまだ医師数の不足している分野（例えば基礎医学、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科）とか、新設医科大学のうち整備充実が遅れているというところ等、現在支障をきたしている面を取り上げてこれの改善充実を強調していくというようにしてはどうであろうか。

- 医学部の一般教育のことであるが、これについては各大学で直接手を掛けてやらなくても中央の一箇所に研究所を設置して、そこで

教育すればよいのではないかという案があった。新設医科大学の設立のときにも、このような案が出たが、新設医科大学だけを特別扱いにするということはむずかしいということで、この案は実現をみなかった。

- 現在医学部以外では、一般教育は大体1年半の期間で行っているのが普通である。そこで医学部だけがなぜ一般教育に2年間の期間が必要かという点についても検討してみる必要があるのではなからうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、この医師過剰の問題を含めた今後の国立大学医学部のあり方（医学教育のあり方を含む）については、ここ1～2年のうちに何らかの見解を取りまとめることにし、その作業に取りかかることとした。

2. 医師国家試験の改善について

これについて前畑医学教育課長から次のように説明があった。

この医師国家試験の問題については、一昨年、厚生省の医療関係者審議会医師部会が、常設の機関を設けて検討すべき問題であるとして幾つかの問題点を指摘した。

それを受けて昨年暮れに、医療関係者審議会医師部会とは別個の組織として医師国家試験改善委員会を設置した。この医師国家試験改善委員会のメンバーは国公立大学の広い範囲から選ばれており、国立大学の方からは、井出千葉大学長、館岐卓大学長、古川佐賀医科大学長の3学長が参加されている。この委員会の今後の議論の進展については、これら3学長を通して当委員会にその動向が伝えられると思うので、国立大学の医学教育という観点から十分に

検討され、その意見を改善委員会の方に反映させて頂きたい。また、文部省としても、これについてのご意見を承れば、大学局長がこの医師国家試験改善委員会メンバーの一員でもあるので、ご協力できるものと思っている。

ついで、古川委員から、医師国家試験改善委員会の審議状況について次のような説明があった。

厚生省の方では、58年6月頃までに医師国家試験改善委員会からの答申をもらいたいという意向である。現在議論されている問題は、医師国家試験にはどのような問題があるかということで、その問題点を提起しつつあるところで、まだ総論的な討議の段階である。前回（3回目）の委員会では、3部門のワーキンググループを作り、そこで諸問題の検討をしようということになったが、そこで話題となった主な問題は次のような事項である。

- ① 試験問題がむずかし過ぎるのではないか。
- ② 医師国家試験をどうしても年1回にしなければならないのかどうか。
- ③ 受験回数は制限すべきかどうか。
- ④ 試験期日は何時頃がよいのか。
- ⑤ 受験科目について選択制度がよいのか、全科目で実施するのがよいのか。
- ⑥ 評価については、問題をあまりむずかしくしないで、合格点の下限を上げるべきではないか。

以上の説明に関して若干論議が交されたのち、委員長から次のような提言があった。

本日は、国立大学の医学教育に関連するいろいろな問題について討議したのであるが、このような諸問題について検討するとなると、はじめから本委員会の全員で議論するというより

は、一応どこかで問題を絞って進める方が効果的ではないかと思う。そこで本委員会に小委員会を設けて、そこで十分に問題を詰めて検討するということにはどうであろうか。なお、これについては、メンバー構成をどのようにすればよいかという問題もあるので、併せてお考

えいただきたい。

以上の提言について協議の結果、異議なくこれを了承し、この小委員会のメンバー構成については委員長一任ということにした。

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和58年2月14日(月) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 須甲委員長

原田、久佐、久保、猪、加藤、小西、松山各委員
柘植、緒方、重岡各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

「教養課程教育（一般教育、外国語教育等）の内容と改善に関するアンケート調査」の原案のまとめについては、これまでに小委員会を数回開きその内容について検討してきた結果、ようやくその原案（配付資料）がまとまったので、本日はこれの内容についてご説明し、ご意見を伺いたい。なお、このアンケートの実施について理事会にける関係から、過日会長と面談しご意見を伺ったが、やや内容が細かすぎるのではないかとのお話もあったので、それらの点も含めてご審議をお願いしたい。

以上の挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

◎ 教養課程に関するアンケート調査（案）について

初めに久保委員より、本案がまとまるまでの経過について報告があり、ついで配付資料を基に以下の各調査項目について詳細な説明があった。

- ①一般教育の理念の評価について
- ②これまでの一般教育の実効について
- ③一般教育のあり方を変えるべき背景の有無について
- ④一般教育に関する大学設置基準の当否について
- ⑤とくに理科系学部における専門教育、一般教育と専門基礎教育の関係について
- ⑥個別科目教育と総合教育について
- ⑦これまでの外国語教育の実効について
- ⑧外国語の実用訓練のあり方について
- ⑨外国語教育の改変を迫る背景の有無について
- ⑩外国語教育に関する大学設置基準の当否について
- ⑪学部専門教育の評価と、教養教育との連繋について
- ⑫高等学校教育と教養教育との関係について
- ⑬国立大学における「特色ある」教育について
- ⑭健康教育（保健体育及び精神衛生を含む）のあり方について

以上の説明に関して、概ね次のような意見の交換があった。

- 本調査の対象は大学学部の卒業生であるが、「総合科目」についての質問は古い卒業生には経験がないのでわからないのではなかろうか。
- それについては、設問の回答選択肢の中に「総合科目の経験がないのでわからない。」という項目があるので、総合科目のわからない者はこの項に印をつけることであろうし、また総合科目の履修者は何か回答してくれるものと思う。
- この案の文中に「専門基礎科目」という言葉が使われているが、これは「専門の基礎科目」とした方が回答者にはわかりやすいのではなかろうか。
- この案の中で、「一般教育のあり方を変えるべき背景の有無」について質問しているが（7ページのⅡおよび20ページのⅨの設問）、この調査でそのような点まで問う必要があるのではなかろうか。
- これは現在の一般教育のあり方について改善するとすれば、このようなことを問うことも何か参考になるのではないかと考えたからである。
- このアンケート案について、少し設問が多すぎるのではないかという意見もあるようであるが、設問が多過ぎて回答者を苦しめるのではないかという心配のデメリットと、この案の設問に対する回答が有益な情報として役立つという期待のメリットを天秤にかけてみれば、先程指摘のあった設問はそのまま残しておいてもよいのではないかと考えられる。
- 現在、大学のあり方そのものが問われている状況にあるので、それとの繋がりを考える

ならば、今回は予備調査ということでもあり、できるだけ広い範囲の質問をした方がよいと思う。

- この一般教育のあり方の改善と社会的背景の繋がりの問題であるが、これを問う前に、いわゆる新制大学が発足して以来今日まで、一般教育の理念について何か確たるものがあったかと言われると、はっきり有ったと言い切れるかどうかは疑わしい。そのような状況の下でこのような設問をしたところで、その回答が一般教育の改善にどれほど役立つものとなるかどうかは疑問である。それで、この設問はむしろ削除した方がすっきりするように思われる。
- 一般教育の本質的なものについては当初より問題があった。その後30余年を経過し、いまこれを改めようとする際、この過去30年間における社会的変貌の中にその要因を求めるといっても無意味ではないと思う。
- 設問のⅫで、共通入試に関連させて大学の「特色」に関することをきいているが、今度の調査対象になる卒業生は共通入試を知らない世代の者なので、この設問は果して適当であろうか。
- 先程来論議のあった設問ⅡとⅨについては、このままの形では問題があるので、削除しても差支えないと思う。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように諮られ、了承された。

本日の審議で概ねこの案についてご了承を得たわけであるが、7ページの設問Ⅱおよび20ページの設問Ⅸは削除した方が全体としてすっきりするように思うので、この部分は削除することにしたい。

なお、その他の箇所でも部分的に修正すべきところがあるかもしれないが、そのような点については久保委員に一任することにして、来る25日に開催される理事会においては、私からこの案の概要について説明して承認を得ることにし

たい。

ついで久保委員から、このアンケート調査の実施に関する関係大学長宛の協力依頼文書について説明があり、本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日 時 昭和58年2月25日(金) 10:30~12:30

場 所 学士会分館7号室

出席者 金子委員長

長谷部、小野、須甲、阿部、宮沢、猪、加藤、飯島、大藤、坂上各委員

下沢、田中各専門委員

(文部省) 斎藤審議官外1名

金子委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のように挨拶があった。

本日は、ご案内申し上げたように「大学院の組織等について」という議題でご協議いただくわけであるが、この大学院問題については前回(57.10.27)の委員会で「委員会運営の基本方針」についてご討議を願ったので、それを基に本日は大学院の組織機構の問題を中心にご協議いただきたいと考えた次第である。なお、これについては文部省側の考え方を伺っておいた方がよいと考え、大学局の斎藤審議官にご出席を願ったので、まず同審議官から大学院に対する文部省の考え方について伺い、そのうえでご協議を願うことにしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

◎ 大学院の組織等について

初めに、斎藤審議官より概ね次のような説明

があった。

大学院問題については、これまでも大学院問題懇談会等において議論されてきたが、これの具体的問題について検討するため56年11月に「大学院の諸問題に関する調査研究会議」(以下「調査研究会議」という)が設置された。その審議状況については、前回の委員会において、この調査研究会議の主査の飯島委員より詳しく説明があり、その要旨については本日記付の議事録の中にまとめられているのでそれをご参照いただきたい。

ところで、その調査研究会議で議論された主な問題点は、次の4つの事項である。

- (1) 博士課程修了者の進路問題について(O
D問題とも関連)
- (2) 大学院の規模および配置計画について
- (3) 大学院のみを置く大学(独立大学院)について
- (4) 留学生に対する学位授与の問題について

そのほか、修士課程の問題として課題研究とか、職業を有している社会人が大学院に入学してきた場合の取扱い等についても論ぜられた。

この社会人の受入れについては、高度の職業人の養成ということからも、これに対応するにはもう少し柔軟であってしかるべきではないかということであり、また、このためには夜間の修士課程等をもう少し活用してもよいのではないかということである。

更に、留学生の学位授与の問題に関連する問題でもあるが、博士に対する考え方が各専攻分野によって異なるのではないかということから、各専門課程の学部長等に集まって貰い、具体的に個々に検討を始めている。

以上が現在の調査研究会議での議論の概要であるが、このように全体の大学院のあり方について検討を進める一方、大学院拡充のための予算措置——その規模、配置等についても検討している。

これについては、従来から農水産系の連合大学院の創設準備として5年近く調査なり創設準備の作業等を行っているわけであるが、そのほか2～3の個々の具体的な専攻ならびに総合大学院の調査ということで、58年度から予算計上をして概算要求の措置をした。しかし、これに対する具体的な配分方式については、現在文部省において検討中である。

このような調査費を計上した文部省の考え方は、必要な分野については大学院は拡充しなければならないであろうという考えであるが、全体としてみた場合、現在大学院の定員に対する入学者は非常に少ないという実態がある。そこで、全体の定員は結果的には増加しないということかたちで必要なものは増やし必要でないものは減らすということでの処理はできないものであろうかということを考えている。

次に、大学院設置の中身の問題であるが、従来と同じようなかたちでそれぞれ大学院を設置

するということになれば、オーバードクターの生産規模を更に大きくするばかりではないかという懸念がある。従って、新しく設置しようとする大学院については、その設置の意義というものも明確でなければならぬと思う。そのような意味から、従来のかたちの純粋科学の後継者の養成というかたちの大学院で果してよいのかどうか、あるいはもう少し幅広く現代の社会の需要に応ずるような、あるいは国際的な需要に対処できるような特色ある人材の養成を図るべきではないのか、などの点について検討の要があると思われる。

それから、農水産系の連合大学院についてであるが、これは発想としては誠に結構であるが、あれだけの複雑な組織を運営していくうえの具体策が明確でない。この点まだ検討する必要があるだろう。

現在、各大学が大学院を新しく設置しようとする意味は十分わかるが、それぞれの組織についてみるならば、必要なものもあるが、それほど必要でないものもあるのではないかと思う。それで、これについてはスクラップ・アンド・ビルドという考え方で、新しいものをビルドする以上は必要性の薄らいだものについてはスクラップせざるを得ないのではないかと思われる。そこで、具体的には何をスクラップするかということとの兼ね合いで考えていかなければならないのではないかと考える。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換があった。

○ オーバードクターの状況は専門分野によって非常に片寄りがみられる。特に基礎科学系の物理などにこれが多いようである。現在の大学院の実態をみると、新しいサイエンスを

開く基礎研究者の養成ということにも徹底していないし、さりとて幅広い学問をして応用力を身につけ社会で活動するためのトレーニングをしているかというところにも徹底していない。このように何か中途半端な組織で、意識もはっきりせぬままに大学院生が量産されているということは確かに問題である。

そこで、大学院の使命としては、本格的後継者の養成コースを今後どう考えていくかということと、高度技術社会のニーズに応ずる社会の吸収性ということを考えていくことが今後の課題であろう。こうして考えてくると、基礎科学系の研究者をこれまでのように量産していくことには問題があるし、一方現実的要求として社会から一番求められるのは技術系の人材ではないかと思われる。しかし、これには社会の方の受入れ態勢を整えてゆくことが肝要である。

- 修士課程修了者の場合も、最初のうちはそれほど社会の需要はなかったのであるが、段々に企業の方でも修士というものを認識して現在のように修士課程修了者の就職は定着してきている。しかし、博士課程修了者についてはまだそこまで至っていない現状である。
- わが国の工業の水準は国際的視野からみても相当に高い位置にあると思う。従って、わが国の企業が博士課程修了者に期待するところは大きい。そこで大学の方もそれに応えるべく努力すべきであろうし、企業の方も博士課程修了者の受入れについて配慮すべきであろう。しかし、現在のところ大学側も企業側もその対応が不十分である。
- 大学院の将来計画についてであるが、国の方針として、わが国の大学院の型はヨーロッパ型と考えるのか、それともアメリカ型と考

えるのか。その辺がはっきりしないために、大学院に対する方針に迷いが生じているのではなかろうか。それから既存の大学院についてであるが、優秀な助手が増えてきたがポジションがないため昇任が妨げられているというような問題もある。

そこで、文部省に次の2点について将来どのように考えているのかお伺いしたい。

- ① 将来わが国の大学院はヨーロッパ型として考えていかれるのか、あるいはアメリカ型として考えていこうというのか、そのどちらであろうか。
- ② 既存の大学院については、将来どのような施策をしようと考えているのか。
- 文部省の考えというわけではないが、第1点の問題については、ヨーロッパ型でもなくアメリカ型でもなく日本型の大学院でよいと考えている。大学院については要するに、その卒業生がこの高度技術社会の中で十分にその力が発揮できるような人材養成の大学院であればよいと思う。
- 第2点の既存の大学院の問題については、これは予算的な面からいっても全体の枠は決まっているわけで、量を増やせば全体として質がそれだけ薄くなるのは致し方ないことである。その点、数を増やすべきか、あるいは集中して整備すべきかは、大学側において議論していただきたい問題である。
- アメリカ型かヨーロッパ型かの問題については、調査研究会議では一定のパターンを決めていない。全体に共通するシステムを規定するのは無理である。個別か共通か、その中間を考えることになるのであろう。
- 農水産系連合大学院は複雑な組織形態となっているが、これを簡単にすれば実現するの

であろうか。

- 実行が可能なら実現しようが、今のままでは挫折の懸念がある。
- 連合大学院というパターンが農水産系以外の分野でも可能性があるのかどうかの点も検討の要がある。また、連合大学院は各大学から半分独立した機関であるが、誰がその責任を持つのかという問題もある。連合大学院については、何のために大学院をつくるのか、なぜ必然的に連合でなければならないのか、という点を明確にする必要があると思う。
- 連合大学院は本来大学院連合であるべきであろう。
- 教員養成系の大学院の問題についてであるが、教員養成系の大学では、先ず条件の揃ったところから修士課程を設けるということで、現在10幾つかの大学に修士課程が設けられている。大学に大学院を設けるということは、単に大学院が置かれたということだけに止まらず、学部を含めた大学全体の教育の問

題に関わってくる問題であると思う。

例えば、大学院が設置されるということは教官の士気に関わることは勿論、学部学生に与える影響というものの方が非常に大きいものがあるように感ずる。

それから、教員養成系大学での問題として、教科教育を担当する教官の問題がある。これは、教科教育学の必要性が高いのにこれを教える教官を養成する機関がなく、人材が得られないという問題である。そこでどこかの大学に博士課程を設けてもらい、教科教育学を専攻する教員の養成ができればよいと望んでいるのが、現在教員養成系大学全体の一一致した願いである。

概ね以上のような意見交換のほか、連合大学院と総合大学院の関係、私学の大学院問題、学位審査の問題等について若干議論があつて、本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 昭和58年4月25日(月) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

岡路、岩下、伊藤、須甲、椎名、橋爪、田浦、川崎、小林(章)、後藤、沢田、岡本各委員

山田専門委員

片山臨時専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があつた。

大学における教員養成の問題について、これまで岩下委員を中心とする小委員会のメンバーによって調査研究を進めてきたが、この6月総会にその報告書原案を提出できる運びとなつたので、本日はこの原案についてご意見を伺うこ

とにしたい。

なお、片山専門委員には、この3月31日付をもって岡山大学を退官され4月1日より津山高専専門学校の校長に就任されることになつたが、現在作業中の調査報告書のまとめが終るまで引きつづき当委員会の臨時専門委員としてご尽力いただくことにしたいのでご了承いただき

たい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

◎ 大学における教員養成の問題について

初めに岩下委員より次のように述べられた。

今回の報告書(案)の中身については前回(57.11.16)の委員会においてご報告申し上げたとおりであるが、目次の順序については配付資料「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」にもあるように、その章建て等に若干の変更をしたのでご了承願いたい。

なお、特にご意見を伺いたいと思う箇所は、第2部として章建てをしている「教員免許制度検討の観点」のところであり、この部分については、あらかじめ原稿のコピーを各位にお送りしてお目通しを願った次第である。

以上のような前置きがあったのち、この原案の内容について特に問題点と思われる箇所について説明があった。

これについて概ね次のような意見の交換が行われた。

- 報告書案の第2部「教員免許制度検討の観点」の第1章「教員免許制度の歴史と動向」については、戦前、戦後を通じての教員免許制度の改革の経緯、あるいはその問題点というようなかたちで教員免許制度の問題について述べているが、これについては批判もありまた評価もあることであろうと思う。

それから、第2章「教員免許制度の改善について」においては、教員免許制度の改善に

対する考え方というようなかたちで論ぜられているようであるが、そのように受け取ってよいのであろうか。

- 第1章では、教員免許制度の歴史を踏まえながら、現在の論争点に対して、国大協の委員会ではどう考えるかということをもとめている。また第2章では、もっと具体的な問題として一つの考え方について述べているものである。これは要するに、開放制の中において総合性を生かしながらやっていく一つの具体的なあり方として、現在の免許制度の仕組みの中のどのようところが問題点であるかということを検討し、その問題点を解決するについての一つの考え方を示したものである。

なお、これについて附言するとすれば、教員免許制度についていろいろな改革の意見は出ているが、直接これに代るといような案ではない。そうした案というよりはむしろ現行の免許法制度の考え方に対して、もっと別な観点から現在の免許法というものを考えるならばどのようなイメージが描けるかというようなまとめをしたのである。

以上のようなわけで、現在はそのイメージを描くという程度のものであって、あまり制度的にはっきり詰めたものではない。

- この案について全般的には賛成である。また、前回での中間報告よりはよほど穏やかになり、適切な考え方になっていると思う。

ただ、伺いたいことは、教師となるものの教育年限とその処遇の問題である。これについてはどのような考え方であるのであろうか。

- 免許状によって教師のランク付けをするようなことは避けたいと考えている。しかし、

実際には教師になるまでの教育歴によって待遇の面で違いが出てきてもかまわないのではないかとこのように考えている。

ただし、上級免許状を設けようとする一部の考え方の中には、その違いを職階その他に連動させていこうという考え方があるようである。しかし、その考え方には反対である。ただし、修士課程を出てきたものには、学部を出たものより初任給で2号俸を上乘せするというだけでは不十分であるように思う。そこで何かプラスアルファというものが考えられてもよいのではないかと思う。

- 免許状のことで待遇という問題とは別個のものであるというのがこの案での考え方であるが、それが事実上は両者が連動して考えられるのではないかという感じがしてならない。その辺はどうであろうか。
- 修士課程の修了者であるから上級免許状を与えるのであるという考え方には反対である。しかし、修士課程で2年間の教育をしてきているわけであるから、それに対する処遇として待遇上の面に差があってもよいのではないかと考えるが、そのような考え方ではどうであろうか。
- 修士、学士、短大卒という学歴による免許状の種類の設定には、反対の意見を称えている向きもかなりあるようである。特に短大のグループには、そのような免許状の種類の設定には大変危機感を持っているようである。例えば、3種類の免許状を設けるとしても学歴を基準として考えるのではなく、学歴以外の何か別の角度から考えられないものかどうかということのようである。
- 短期大学における教員養成の問題については、47年頃の教育職員養成審議会の建議の中

でも触れていて、短期大学については4年制にするよう努力することが望ましいということを行っている。このように短期大学においては、先ず条件整備をすることが大切ではなからうか。

- この案のまとめともいべき第Ⅱ章についてであるが、例えば数学についていえば、大学において数学の勉強をすることによって数学の教師になれるという基礎はできるであろうし、またこれにプラスして教育学とか心理学あるいはガイダンス等についても修得できるという考え方もある。

それから、現在の免許状には教職専門や教科専門という種類があるが、教科専門という考え方には、例えば数学についていえば、数学プロパーの問題ではなくて、教科教育学的発想から数学という問題を再考し、またそれに伴ういろいろな教育の方法論というようなものを噛み合わせて考えられているようである。

このように数学に例をとれば、大学の理学部で数学を専攻したものに教育専門科目（教材研究を含む）のような教職的なものを加えることによって数学の教員としての資格が可能になるという発想があるようである。しかし、数学についての具体的な教育のあり方については、全体としては何か後退しているようにも感じられるが、その辺の問題についてはどうであろうか。

- その点については、この案の39ページのところで述べているつもりであるが、例えば学部にあつて専攻科目の単位だけ取ればよいというようには考えていない。また、専門教育については、専門教育を十分に履修すればよいというようにも考えていない。ただ、教員

養成という面からは、専門教育が教職の専門性という観点で正当に履行できるように指導されればよいと考える。そのためには、大学は教員養成の教育課程の履修科目については、はっきりとした指導をする必要がある。

例えば、大学の理学部で数学を専攻し、将来数学の教員になるには、やはりそれなりの教職的な科目も履修し身につけて卒業すべきではなかろうかという考え方である。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

今後のスケジュールについては、本日のご意見を踏まえたうえで、修正すべきところは修正し、これをまとめたものを来月下旬開催の理事会に諮って承認が得られれば、6月の総会へ報告書案として提出することにした。

以上をもって本日の会議を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和58年4月25日(月) 13:30~15:30
場所 学生会分館7号室
出席者 松山委員長
松田、加藤、裏田、添田、吉武各委員
東、沙藤各専門委員
(文部省) 田保橋情報図書館課長他2名

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

学術情報センターシステムについては予て文部省においてこれの構想がすすめられており、昨年10月に本委員会を開催し田保橋情報図書館課長よりその構想の内容等について説明を伺ったが、本日はこれのその後の経過および今後の見通しについて並びにこれに関連して昭和58年度の国立大学図書館関係予算について同課長より説明を伺ったうえ、学術情報システムの問題についてご協議いただきたいと考える。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議事】

◎ 学術情報システムの問題について

初めに田保橋情報図書館課長より、昭和58年度国立大学図書館予算および学術情報センター

システムの進捗状況について「昭和58年度国立大学図書館関係主要予算額事項別表」および「昭和57年度学術情報センターシステム開発調査概要」をもとに説明があった。

なお、学術情報システムに関する審議を行っている学術情報協力者会議における審議状況についても説明があった。(①大型計算機センターの役割分担の見直しについて——設置後10年を経過して情報資源の適正配置の観点からこれの役割分担について再検討の要、②データベースの作成について——どの分野についてどの機関でどのような体制をつくっていくか、③一次情報の整備について——例えば外国雑誌の共同利用のあり方、の3項目を主に検討中である旨の説明および③に関連して、今年度暫定的に東京大学に設置される文献情報センターについての説明)

ついで石塚事務局長より、「図書購入費」に

関し次のような説明があった。

昨秋会長より第6常置委員会に対し、文科系教官に対する研究費の増額方策について検討方の要請があり、これについてその後同委員会の平間専門委員（東京医科歯科大事務局長）が数大学の実情調査をもとに文部省の関係係官と折衝を続けてきたが、教官研究費の増額ということは難しいため、図書購入費の増額を何らかの形で行うことによって文科系の研究費をカバーする方向で検討が進められているので、以上ご参考までにご報告する。

以上の説明があったのち、概ね次のような意見交換が行われた。

- 学術情報センターが設置されるのに伴い各大学の図書館の設備の機械化を進めなければならないが、学内の研究用の電算機は既に更新時期を迎えているものが多い。それでこれを新規購入する場合の概算要求の仕方であるが、これを学術情報システム関係のものとして別途要求した方がよいのか、あるいは大学の総合的プランの中に含めた方がよいのか。
- 大学図書館と情報処理センターとは一体のものと考えている。つまり、図書館は大学全体の中に含めて考えている。概算要求は二つになるが、現実の取扱いは一本として学術情報センター関連予算に含めることになる。
- 学術研究用の電算機も図書館用の電算機も一本として考えるのか。
- 一般的利用のものは一体化するが、特殊研究のものは別個である。
- 中国・四国地区センターの計画があるが、これの設置について文部省ではどのように考えているのであろうか。
- 地区センターの設置については、電算機器

の発達のテンポということも考慮しなければならないが、ネットワークの組み方をどうするか、業務の負担の範囲をどうするかといったことについて学術情報協力者会議で目下議論の最中である。

- 現在、外国雑誌等の購入は、業者を通して行っているが、教官あるいは大学の事務を通して直接版元から購入すると相当安く入手できるので、そのような方法が取れないものであろうか。
- 大学が外国雑誌を版元から直接購入することは法令上等の問題もあって難しい。
- 大型計算機センターの役割と学術情報センターとの関連はどのようになるのであろうか。
- 大型計算機センターについては当面ゼネラルコンピュータメントを中心にデータサービス業務の一翼を担うとともに二次情報システムについても役割を担うこととなる。今後、計算機のレベルを上げた場合、二次データについての業務は一部分散することになると思われる。
- 学術情報センターに対し国立大学全体でバックアップ態勢を取る要があろう。センターの機能が稼動を始めて仕事量が大きくなれば、相対的にその分各大学の仕事が軽減されることになるのであるから、大学の既定定員を放出してセンターに配属させることも考えるべきであろう。その方法としては、学術情報センターに大学図書館の職員を委託生としてローテーションで派遣するという形も考えられよう。
- 学術情報センターが設置された場合、これが各大学にどのような影響を及ぼすことになるのか、その辺がはっきりしない。

- その点は理屈では割り切れないものがある。切り換えに伴い理屈で考える以外のものが生じることもあり得るであろう。
- 学術情報センターの設置に際し、国大協として重点的に何をサポートしたらよいか。
- 学術情報システムの推進に各大学のご協力をいただきたい。これは単に大学図書館に止まらず研究そのものに大きく関わる問題であり、また延いては国際交流ということとも関わってくると思われる。

ところで図書館の蔵書について一つ問題がある。それというのは、19世紀後半以降に製造された洋紙には紙を腐蝕させる添加剤が使用されているため、蔵書の多くが長期の保存に耐えられないということが分かった。それで、大学図書館等の蔵書についてマイクロフィルム化の作業をすすめているが、その量が膨大なためこれが追いつけない状況である。

一方、現状で腐蝕化しない紙を用いようとすると、相当高価になってしまうという問題がある。これについては今後、技術開発によって安く腐蝕化しない紙がつくられるようになることが望まれる。

(文部省側退席)

以上のような意見交換について、委員長より次のように述べられた。

従来、当委員会では6月総会の際に次年度の大学図書館予算に関する要望書をまとめて文部省等に提出していたが、一昨年度は0シーリングという厳しい国の財政事情に加え臨時行政調査会の行財政改革問題が論議されているということなどの状況を考え合わせて、それまでの総花的な内容の要望書の提出は適当でないと判断し「学術情報センターの設置」に絞って要望書を提出した。また、昨年は引続き厳しい財政事

情下にあることなどを勘案して要望書の提出を見合わせている。それで、来年度の概算要求に際して、これについてどのように取扱ったらよいか考える必要があるが、この問題は第6常置委員会とも関連する事柄でもあり、一度同委員会の委員長とも連絡をとったうえでこれの処置を決めたいので、ご一任を願いたい。

次に、学術情報システムの問題についてであるが、これの構想に関して度々文部省から説明をきいてきたが、国大協としても独自にこれについてのビジョンをもっておく必要があると思われるので、近く小委員会を開催してその検討を始めたいと考える。なお、本委員会における検討事項は、図書館協議会の方の検討事項とも重なる面が少なくないと思われるので、同協議会とも緊密な連絡を取りながら検討をすすめていくようにしたいと考えている。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

- 図書館協議会では大学図書館固有の種々の問題について検討しているが、問題によっては本特別委員会の方で扱った方がベターな事項もあると思われるので、そのような場合には取り上げられるか否かは別として、本特別委員会に問題を提起したいと考えている。このことで最近、図書館協議会で問題となっていることの一つに、大学の附属図書館長の身分に関することがある。それは、附属図書館の館長職が大学で重要な役割を担っているにもかかわらず、大学によっては評議会の構成員からはずれているところがあって、これがため種々不都合を生じる点があるということである。この問題については図書館協議会になじまないと思われるので、本特別委員会において取り上げられるものかどうかお諮りし

たい。

- 文献情報センターの設置ということも当面の大きな問題であり、人員配置の問題などもあるので、これについて問題提起をして頂きたい。
- 学術情報について今後本委員会で検討をすすめてゆくについては、前回の委員会でも述べたが、①基本的な学術情報のあり方、②文献等の収集・収蔵態勢のあり方、③大学図書館の管理体制のあり方、の3点がポイントとして考えられる。

文献情報センターについては、これが設置されると目録情報を作る作業が出てくる。これは国立大学としては大きなプロジェクトになるが、例えば、センターと大学間の役割分担をどうするかといったことなど大学図書館としてこれにどういう態勢で取り組むか問題であろう。それから、文献の収集・収蔵に関しては今後、図書のマイクロ化等がすすむことになろうが、その場合の収集・収蔵体制ということも検討する必要がある。次に、学

術情報システムを推進させるには情報の協力関係が強化されなければならないが、この点から大学図書館の管理体制ということも考えてゆく必要があるのではなからうか。今後、本委員会で学術情報システムの問題についてどこに焦点を絞って検討を行ってゆくか小委員会で問題点を整理してはどうかと考える。

- 各大学で図書館長職にある者で評議員になっていない者がどれくらいいるものか一度その実態調査をしてみる必要があるのではなからうか。
- その問題については10年ほど前に文部省で調査したことがあるが、その時は評議員になっている図書館長となっていない図書館長の数はほぼ半々程度だったと記憶している。
- 図書館の事務部長職についても例外はあるが、大学本部の他の部長より処遇が低いというのが実情である。

概ね以上のような意見交換があり、本日の会議を終了した。

日時 昭和58年2月18日(金) 14:00~15:00

場所 文部省第2特別会議室

出席者 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立短期大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会
(文部省) 井上学生課長、大島課長補佐

就職問題懇談会就職協定遵守委員会

開会にあたり井上学生課長より次のように挨拶があった。

昭和58年度の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期等については、昨年12月15日開催の就職問題懇談会で申合せを行い、また企業側も同日、同趣旨の申合せを行っ

た。それで、この件に関し文部省では、お手許配付の資料のように2月14日付で各国公私立大学長・高等専門学校長に通知するとともに、主要経済団体、各事業主、都道府県・特殊法人等関係省庁及び主要就職出版企業に協力を依頼したので、ご了承願いたい。

ところで、昨年の12月18日、人事院の方から、国家公務員上級職の合格者発表時期について、昭和58年度から、従来の期日（10月15日）より10日程早めて実施する方向で検討を進めている旨の連絡を受けた。これに対し当方としては、57年度においては、いわゆる「10—11協定」を労働省抜きの紳士協定としてこれの遵守に努力してきたところであり、また58年度の就職協定が既に大学側及び企業側の協議を基に、従来どおり「10—11協定」として実施することに決定されたのちに、このような就職協定の遵守に影響を及ぼすおそれのある事柄を新たに行うことは好ましくない旨伝えておいた。しかし、この人事院の考えについては、種々な事情もあることでもあるので、本日人事院の担当者よりその意見を伺ったうえ、大学側の意見の集約をしたいと思う。

なお、この問題について、中央雇用対策協議会では去る2月16日に協議を行い、その結果、このように繰り上げ措置を今のこの時期に実施することは、折角軌道に乗りつつある就職協定に悪影響を及ぼすということで、人事院に自粛を申し入れることとした。その際、文部省側の意見を求められたので、58年度の就職協定が決定されたのちに、この就職協定の遵守に影響を及ぼすおそれがある事柄を新たに行うことは避けるべきであり、この問題については、就職協定を遵守するうえで支障のないことを相互に理解して円満に行うべきである旨を答えておいた。また、労働省の谷口職業安定局長も同様の趣旨の意見を述べられた。

以上のような状況であるので、本日は先ず人事院の方からその考え方についての説明をきき、そのうえで本問題の対応について協議をすることとしたい。

【議 事】

◎ 国家公務員上級職の合格者発表時期について

初めに人事院の福島専門官から国家公務員上級職試験の最終合格者発表時期の繰り上げについて検討していたところ、関係方面からいろいろ異議が提出されたので、このことを考えるに至った事情について説明しご理解を得たい、と述べられたのち、先ず配付資料を基に上級職公務員の採用手続、公務員試験の実態等について説明があり、ついで今回の改正案の検討の経緯に関し、次の3点を挙げて説明があった。

- ① 現在の10月15日最終合格発表ということだと、公務員上級職志望の学生は、民間企業志望の一般学生の会社訪問が解禁される10月1日からこの10月15日までの間は就職活動ができないことになる。もし就職希望を官庁と民間企業の両者に二股をかける場合には、公務員試験合格によって民間企業の就職を取り消すような事態が生ずることになる。またこれとは逆に、官庁の方を取り消して民間企業の方に就職するという事態も起こり得る。そのようなことから、現在の10月15日最終合格発表というのは、学生にとっても、採用側の官庁や企業にとっても、いずれも具合が悪いのではないかと思われる。
- ② 特に、地方大学の学生にとっては、地理的な条件も重なって、公務員試験が不合格となった場合の民間企業への接触が遅れて就職が不利となる。もし、公務員上級職の合格発表期日が10月1日ということになれば、この問題も解消されることになる。
- ③ そのほか、各省庁の人事担当者が困る問題

として、第2次試験受験者が志望官庁訪問（10月1日以降）をした際の感触から、その者が合格を予想して安心したのちに不合格となる場合のことがある。その時になって学生が民間企業に就職しようとしても、既に手遅れになる。

以上のような観点から、公務員上級職試験の合格発表時期を現行より15日繰り上げて10月1日としたいと考えたわけであるが、この措置は就職協定の線からはみ出ることにはならないと思っている。

概ね以上のような趣旨説明があったのち、この問題についてのこれまでの関係方面との折衝経過について付言され、人事院側の陳述を終った。

このあと、大学・高等専門学校関係者によってこの問題の対応について協議が行われ、次のような繰り上げ実施の見合わせを求める趣旨を述べた本委員会の申し入れ書を人事院に対し提出することが了承され、本問題についての協議を終った。

「昭和58年度国家公務員上級試験の合格者発表日の繰り上げ問題」に関する人事院への申し入れ書の要旨

大学卒業予定者の採用選考開始時期等について、昭和57年度においては、従来どおりいわゆる「10—11協定」を内容とする就職協定を大学

側及び企業側（労働省を除く）が紳士協定として申し合わせ、それぞれが遵守に努めた結果、例年以上の成果を取めることができた。

昭和58年度の就職協定については、大学側及び企業側が57年度の就職協定の遵守の状況を踏まえ、両者で協議の結果、従来どおり「10—11協定」を堅持することとし、それに伴う就職事務の期日についても、紳士協定2年目でもあり、一部関係者からの変更希望意見を見送って、すべて従来どおりとすることを決定した。

大学側及び企業側の就職関係者がこのように就職秩序の確立に努力している際に、人事院が昭和58年度の国家公務員上級試験の合格者発表日の繰り上げを策することは、就職協定の遵守に影響を及ぼすおそれがあるので、その実施は見合わせてほしい。

なお、本問題については、就職協定の当事者である大学側及び企業側関係者と政府関係者の間で慎重に検討を続け、就職協定を遵守するうえで支障がないことを相互理解して円満に行うべきであると考えます。

以上の趣旨の申し入れ書を本日直ちに人事院に提出すること、及びこの結論の報道関係への発表については文部省に一任すること、などを決めて、本日の会議を閉会した。

就職問題懇談会就職協定遵守委員会

日時 昭和58年4月27日(水) 13:30~15:00

場所 文部省第3特別会議室

出席者 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立短期大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会
(文部省) 井上学生課長、緒方課長補佐

開会にあたり井上学生課長より次のように挨拶があった。

本日は、本年度の就職協定遵守確保の取り組みについてご協議いただくためお集まり頂いた。この就職協定遵守確保に関しては、丁度1年前にこの「就職協定遵守委員会」が発足し、①大学等に対する協定遵守についての周知徹底、②企業・業界団体等に対する協定遵守の協力要請、③大学における協定遵守の状況調査、などの諸活動を行い、多大の成果を収めることができた。他方、企業側も協定遵守に熱心に取り組み、大学側の努力と相俟って、昨年は例年以上の良好な成績を収めたとの評価を得た。本年度も昨年度に引続き、労働省抜きの“紳士協定”ということになるが、各大学団体等におかれては、昨年同様協定遵守のためご尽力の程お願いする。

ところで、就職状況の見通しについてであるが、57年度は景気が底をつき厳しい状況にあったが、本年1月末の状況では大卒女子が前年に比べ若干落ち込んだものの、全体としては前年度と余り変わらない結果が得られるものと思われる。58年度の見通しについては、57年度に景気が底をつきやや上向きに転ずるものと思われる。最近開催された就職協定セミナーへの企業側の出席は昨年より大分増加しており、企業側の採用意欲が出てきたことが窺えるようであ

る。ただ、景気がよくなると求人競争が激しくなり、就職協定遵守への影響も懸念されるので、これらの点も踏まえて協定遵守確保の取り組みについてご協議いただきたいと思う次第である。

なお本日は、就職差別の問題に関わる「就職応募書類の様式」の問題についてもご協議をお願いしたい。この問題は既に55年に本就職問題懇談会の小委員会で検討が行われ、一応共通理解を得た問題であるが、このたび労働省より、企業自らが作成している「社用紙」についてモデル様式を設定したいので、これらの試案について検討してほしいとの申し入れがあった。それで、この問題についてもご協議をお願いしたい。

次に、前回(2.18)の本委員会において協議した「国家公務員上級職試験の合格者発表期日の繰り上げ」の問題のその後の経過についてご報告する。この問題については、前回人事院の担当官出席の下に協議を行ったうえ本委員会としての意見を集約した文書(大学側及び企業側の58年度就職協定が決定をみた時点で、この協定遵守に影響を及ぼすおそれのある新たな措置を行うことは避けてほしい、との趣旨のもの)を作成したが、同日早速、立野委員(国大協)と大島課長補佐が同道してこれを人事院に提出した。

人事院ではこれを承けて、去る2月24日開催の各省庁人事担当官会議にこの問題を諮ったところ、この合格者発表期日の繰り上げについては慎重に扱うべきであるとの多数意見となった。なお、企業側も、この期日繰り上げ措置は就職協定遵守に支障を及ぼすとして、これの実施を見合せてほしい旨人事院任用局長に強く申し入れを行っている。以上のような次第で、人事院が提起した「国家公務員上級職最終合格者発表期日の繰り上げ」は行われなかったことになり、58年度は従来どおり10月15日最終合格者発表ということになった。しかし、この問題に対する人事院の意向は変わっていないので、今後本委員会を中心に検討を重ねてゆきたいと思う。

【議 事】

1. 就職協定について

文部省側より、本年度の就職協定遵守についての各大学・高専団体の取り組み方について先ずお伺いしたいとの発言があり、これについて各団体より、協定遵守のために取った措置ならびに今後の計画等についてそれぞれ報告があった。

ついで井上学生課長より、文部省側の対策として①就職協定遵守に関する協力依頼文書を関係各方面に送付したこと、②今後企業の人事担当者との会合にも出席して協定遵守の協力要請を行うこと、③出版物・放送等を通じてのPRにも努めたいこと、などの説明があり、大学・高専側としても協定遵守確保のため一層努力をお願いしたい旨依頼があった。

ついで緒方課長補佐より、昨年5月本委員会が各大学に対し実施した「就職協定の周知等の実施状況調査」と同様な調査を本年度も実施し

たい旨提案があり、了承された。

2. 就職応募書類について

このことについて井上学生課長より次のように説明があった。

文部省では予てより、就職の機会均等の見地より、学生が就職にあたって、学生本人の資質・能力に関係のない形式的理由により差別を受けることのないよう、特に、同和地区の卒業予定者が就職に際して不利益な取扱いを受けることのないよう関係方面に要請してきた。そしてこの方針の下に、本就職問題懇談会においても55年に小委員会を設け、同和問題に関わる就職関係書類の取扱いの問題について検討を行った。

ところで先般、この問題について労働省から、別紙「モデル応募社用紙の設定」（企業側が用いる履歴書・身上書のモデル様式を示したもの）について文部省・大学側で検討してほしい旨申し入れがあったので、この問題について本日ご協議をお願いしたい。

以上の説明ののち別紙資料を基に協議が行われ、①履歴書・身上書以外の他の書類——特に会社指定の応募用紙——に問題があるのではないかと、②就職応募書類の形式の問題よりも、学生の能力・資質に関する以外のものを書かせないという考え方を持つことが根本である、③学生の所属ゼミナールやクラブ活動などのことを書かせるのは問題があろう、④「自己のセールスポイント」という記載項目の表現はしっかりしない、などの意見があり、最後に井上学生課長より次のように述べられた。

この「モデル応募社用紙」の案について労働省は、文部省・大学団体のほか産業界や運動団体の意見も徴しているが、大学側としては既に

55年に本懇談会の小委員会でこの問題を検討し、就職応募書類の記載事項について合意に達しており、また私立大学連盟では独自に履歴書・自己紹介書の一定様式を定めている。この問題は、先程のご意見にもあったように、単に書類の形式上の問題よりも就職差別を行わないという意識を持つことが基本である。この点からすると、このモデル様式案の表現は必ずしも適当でない面がある。

それと企業側がこの労働省の考え方を受入れる意向がないと、書類の様式を示してみても効果がない。それで先ず、労働省と企業側の話し合いが重要であると考えられる。また、この「モデル応募社用紙」の“性格”として、「様式は統一応募様式ではなく、あくまでモデルとして設定したものである」と言われているが、

強制力のないもので普及が図られるかどうかとの疑問もある。それから先程もご指摘のあったように、履歴書・身上書以外の「他の書類の取扱い」の点にも問題があり、また「様式」に示されている表現の点についても問題がある。以上のような点から、この問題については労働省に慎重な配慮を要請する必要があると思われるので、その旨を伝えることにしたい。なお、この就職差別に関わる問題は、本来この委員会の担当事項ではなく就職問題懇談会小委員会の所管に属するので、小委員会で検討してその感触をきき、その結果を労働省の方に伝えることにしたい。

以上をもって本日の協議を終わり、次回は7月中旬頃に開催する予定とした。

● 諸 会 合

昭和58年1月～4月

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 1月11日 (火) 10:30 | 大学のあり方の検討小委員会(第1常置委員会) |
| 1月18日 (火) 14:00 | 第2常置委員会拡大小委員会 |
| 1月19日 (水) 14:00 | 第2常置委員会 |
| 1月21日 (金) 14:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 1月27日 (木) 14:00 | 大学財政小委員会(第6常置委員会) |
| 1月29日 (土) 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 1月31日 (月) 10:30 | 大学のあり方の検討小委員会(第1常置委員会) |
| 2月14日 (月) 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 2月16日 (水) 14:00 | 第2常置委員会打合せ会 |
| 2月18日 (金) 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 14:00 | 就職問題懇談会就職協定遵守委員会 |
| 2月21日 (月) 10:30 | 大学のあり方の検討小委員会(第1常置委員会) |
| 2月24日 (木) 13:30 | 第1常置委員会 |
| 15:00 | 第2常置委員会打合せ会 |
| 2月25日 (金) 10:30 | 大学院問題特別委員会 |
| 13:30 | 理事会 |
| 2月26日 (土) 10:30 | 第5常置委員会 |
| 3月12日 (土) 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 3月16日 (水) 14:00 | 第2常置委員会拡大小委員会・入試教科目改訂
専門委員会合同会議 |
| 4月4日 (月) 14:00 | 第2常置委員会拡大小委員会 |
| 4月13日 (水) 13:30 | 大学のあり方の検討小委員会(第1常置委員会) |
| 4月25日 (月) 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 13:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| 13:30 | 図書館特別委員会 |
| 4月27日 (水) 13:30 | 就職問題懇談会就職協定遵守委員会 |
| 4月28日 (木) 17:00 | 第2常置委員会打合せ会 |
| 4月30日 (土) 13:00 | 教養課程に関する特別委員会打合せ会 |

予 算 ・ 決 算

昭和57年度国立大学協会歳入・歳出決算

昭和58年5月25日理事会
昭和58年6月第72回総会

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	予算流用 額	再差引額	摘 要
	円	円	円	円	円	
歳入の部	107,870,000	108,012,156	142,156		142,156	
会費	105,662,000	105,662,000	0		0	95大学会費
預金利子	1,000,000	1,107,376	107,376		107,376	銀行預金(定期・普通)利子
雑収入	8,000	42,780	34,780		34,780	「教養課程教育の実状」
前年度繰越額	1,200,000	1,200,000	0		0	その他売払代
歳出の部	107,870,000	105,532,156	2,337,844	0	2,337,844	
事業費	50,250,000	48,627,239	1,622,761	0	1,622,761	
総会費	4,000,000	3,601,797	398,203		398,203	総会及び事務連絡会議
役員会費	500,000	406,075	93,925		93,925	(各2回)の会場費等
委員会費	3,300,000	2,531,603	768,397	△280,000	488,397	
会報発行費	3,200,000	3,447,291	△277,291	280,000	2,709	国大協会報96~99号印刷
調査研究費	4,000,000	3,741,963	258,037		258,037	費等
会議旅費	34,000,000	33,669,420	330,580		330,580	会議資料印刷費その他
図書・資料頒布費	50,000	0	50,000		50,000	
通信費	1,200,000	1,199,090	910		910	
事務費	55,520,000	56,904,917	△1,384,917	2,000,000	615,083	
諸給与	45,500,000	45,048,312	451,688		451,688	事務局職員の給与、諸手
備品費	200,000	0	200,000	△200,000	0	当
借用料	1,000,000	975,328	24,672		24,672	事務局建物の借用料
消耗品費	320,000	449,106	△129,106	130,000	894	
旅費・交通費	2,000,000	1,867,260	132,740		132,740	事務局職員の通勤費その
庁用諸費	2,000,000	2,009,434	△9,434	10,000	566	他
被保険者事業主負担金	3,000,000	3,055,477	△55,477	60,000	4,523	光熱水料その他
退職給与引当金	1,500,000	3,500,000	△2,000,000	2,000,000	0	事務局職員の社会保険(健康・厚生年金)の事業主負担金
子備費	2,100,000	0	2,100,000	△2,000,000	100,000	
翌年度繰越額		2,480,000				

監 査 結 果

昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算およびこれに関連する諸帳簿、証憑書ならびに銀行預金について監査しましたところ、適正でありましたのでご報告いたします。

監事 筑波大学学長 福田 信 之
監事 東京医科歯科大学学長 吉 田 久

財 産 目 録

昭和58年3月31日現在
国立大学協会

資 産 総 額	21,373,801円
1. 運 用 財 産	2,480,000円
(1) 普 通 預 金	2,480,000円
第一勸業銀行本郷支店	1,491,295円
富士銀行 "	404,780円
三和銀行 "	583,925円
(2) 定 期 預 金	0
2. 退職給与積立金	13,539,466円
(1) 普通預金（第一勸業銀行本郷支店）	7,579,466円
(2) 定期預金（ " " ）	5,960,000円
3. 図 書	101,540円
現行日本法規一式	50,000円
文部法令総覧一式	40,500円
文部省会計例規一式	11,040円
4. 備 品	5,252,795円
机, 椅子, 書庫, 電子リコピー, タイプライター等216点	5,252,795円

昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

昭和58年2月25日理事会
昭和58年6月第72回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	千円 131,170	千円 107,870	千円 23,300	
会 費	127,576	105,662	21,914	95大学会費
預 金 利 子	1,100	1,000	100	定期・普通預金利子
雑 収 入	14	8	6	
前 年 度 繰 越 額	2,480	1,200	1,280	
歳 出 の 部	131,170	107,870	23,300	
1. 事 業 費	69,100	50,250	18,850	
(1) 総 会 費	3,500	4,000	△500	総会、事務連絡会議各2回の会場費その他諸経費
(2) 役 員 会 費	500	500	0	理事会、幹事会経費
(3) 委 員 会 費	3,000	3,300	△300	常置委員会、特別委員会等会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,550	3,200	350	会報年4回発行印刷製本、謝金、送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,000	4,000	0	
(6) 会 議 旅 費	53,000	34,000	19,000	総会・理事会・常置委員会・特別委員会等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	50	50	0	
(8) 通 信 費	1,500	1,200	300	
2. 事 務 費	58,150	55,520	2,630	
(1) 諸 給 与	47,000	45,500	1,500	職員11人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	100	200	△100	
(3) 借 用 料	1,000	1,000	0	
(4) 消 耗 品 費	350	320	30	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,200	2,000	200	職員通勤費及び事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200	2,000	200	
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,300	3,000	300	
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000	1,500	500	
3. 子 備 費	3,920	2,100	1,820	

資 料

昭和58年度大学卒業予定者のための就職 事務開始時期等について（通知）

昭和58年 3月 9日

各国立大学長 殿

国立大学協会会長
平野 龍 一

大学・高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期等に関するいわゆる「就職協定」については、昭和57年度においては労働省が「就職協定」から脱退するという事態が生じたため、大学側と企業側とによるいわゆる“紳士協定”として実施されましたが、昭和58年度（昭和59年3月卒業予定者に対するもの）においても引続き大学側と企業側の自主的な協定として実施されることになりました。

この昭和59年3月卒業予定者の採用選考開始時期等については、既に文部省大学局長からの通知（昭和58年2月14日文大生102号）によりご承知のように、昨年12月15日開催の大学及び高等専門学校関係11団体による「就職問題懇談会」において協議の結果、昭和54年11月24日に行われた申合せ（別紙1）により就職事務を行うことが、また企業と大学・高等専門学校の間の求人・求職事務（いわゆる事務協定）については別紙2により措置することが決定されました。

上記の決定にあたっては、各大学・高等専門学校団体間で、過去の経緯、現在の実情等について慎重な検討を行い、また本協会においてもその経過をふまえ、第3常置委員会ならびに理事会において審議のうえ取り決めた次第でありますので、ご了承の程お願いいたします。

一方、企業においても、大学側との緊密な連携の下に、同じく昨年12月15日開催の中央雇用対策協議会（労働省を除く）において、大学等卒業予定者の採用選考開始期日等について、大学等関係団体の申合せと同じ内容の申合せが行われております。（別紙3）

ついでには、各大学におかれては以上の経緯に鑑み、別紙申合せに関し趣旨ご了承のうえ、大学教育の適正な実施のため、この協定を順守され、早期の就職活動を行わないよう、学内教職員に対してはもちろん、学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかり下さるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、就職の機会均等の見地より、学生が就職にあたって、本人の資質・能力に関係のない形式的理由により差別を受けることのないよう、企業への働きかけ等の措置を講ぜられるとともに、特に同和地区の卒業予定者の就職に関しては、文部省大学局長通知（55.10.7文大生第241号）ならびに本協会会長通知（56.2.26国大協総第11号）の趣旨をふまえて、適切な就職指導及び就職事務が行われるよう、格別のご配慮をお願いいたします。

別紙 1

昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

大学及び高等専門学校の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであり、当分の間、昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者については、卒業前年の10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合わせる。

昭和54年1月24日

国立大学協会会長	向 坊 隆
公立大学協会会長	高 木 健太郎
日本私立大学連盟会長	村 井 資 長
日本私立大学協会会長	中 原 実
私立大学懇話会会長	桜 井 和 市
国立短期大学協会会長	畑 敏 雄
全国公立短期大学協会会長	林 秀
日本私立短期大学協会会長	公 江 喜市郎
国立高等専門学校協会会長	岡 野 澄
公立高等専門学校協会会長	高 月 龍 男
私立高等専門学校協会会長	竹 村 重 武

別紙 2

昭和59年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について

昭和57年12月15日

1. 求人票等の大学・高等専門学校への送付

企業は、求人票、求人要項、会社説明会開催通知文書（10月1日以降開催するものであること。）、次の事項を記載した印刷物を、卒業前年の8月1日（到着主義）以降大学・高等専門学校へ送付するものとする。

- ① 採用予定人員
- ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
- ③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法

2. 求人内容の提示

上記1の資料を学生に対して提示するのは、卒業前年の9月10日以降とする。

3. 大学・高等専門学校作成の就職応募書類の提出時期

成績証明書、卒業見込証明書、推薦書、健康診断書等の大学・高等専門学校の作成する就職

応募書類の企業側への提出時期は、卒業前年の10月15日以降とする。

別紙 3

昭和59年3月以降の大学等卒業予定者の採用選考開始期日等の申し合わせ

昭和57年12月15日

中央雇用対策協議会

昭和59年3月以降の大学等卒業予定者の採用選考開始期日等については、次のとおりとする。

1. 会社訪問開始 卒業前年の10月1日
2. 採用選考開始 卒業前年の11月1日
3. 細則は設けない

以上のことを、中央雇用対策協議会で申し合わせるが、この申し合わせに労働省は加わらない。

以上

国立大学協会会費の基準の改定について（案）

昭和58年2月25日理事会

// 6月21日総会

国立大学協会会費の基準を次のとおり改定する。

第3号「決算額による負担額」中「0.05%」を「0.06%」に改める。

附 則

この改正は昭和58年6月21日より施行し、昭和58年度の会費よりこれを適用する。（昭和58.6.21改正）

会議出席旅費支給基準

昭和58年2月25日理事会

本協会招集に係る諸会議の会議出席旅費は次の区分により支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学以外には、鉄道賃・航空賃のほか、日当宿泊料（国家公務員等の旅費規則の定額）を支給する。
2. 在京大学および東京近接大学（埼玉、千葉、横浜）には、会議1日につき車賃として3,000円を支給する。ただし会議が東京以外の場所で開催される場合は、前項1に準じ旅費を支給する。

附 則

この規則の制定に伴い、次に掲げる規則は、これを廃止する。

総会・事務連絡会議出席旅費支給基準（昭和53.11.29第63回総会）

学長委員の常置委員会出席旅費について（昭和56.6.16第68回総会）

理事会出席旅費について（昭和57.6.22第70回総会）

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
室 蘭 工 大	吉田 正夫	小林 晴夫
東 北 大	前田 四郎	石田名香雄
長岡技術科学大	川上 正光 (事務取扱)	斎藤 信義
福 井 大	五十嵐直雄	八木 寿郎
岐 阜 大	館 正知	早野 三郎
京都教育大	林 保	川端 博
鳥 取 大	綾部 正大	高木 篤

○ 委員の解任

(委員会)

第2常置委員会	片山 嘉雄 (岡山大教授)
第3 "	木下 明 (筑波大教授)
第4 "	百々 和 (神戸大教授)
第5 "	細谷 千博 (一橋大教授)
第6 "	荒井 武 (東北大教授)

○ 専門委員の解任

(委員会)

第2常置委員会	安盛 岩雄 (東工大教授)
第6 "	荻原 博達 (千葉大事務局長)

寄贈図書

教育と情報 58年2月号, 3月号, 4月号 (文部省)

大学と学生 58年2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (文部省)

I D E 58年3月号, 4-5月号 (民主教育協会)

会報 入学者選抜の諸実験 (大学基準協会)

国際交流 No. 34 (国際交流基金)

大学時報 No. 169 (日本私立大学連盟)
筑波フォーラム 国際バカロレア (筑波大学)
第7回九州地区国立大学間合同宿舎共同授業の報告書 (九州大学)
大学研究ノート 教師教育カリキュラム (広島大学)
大学論集 第11集 (広島大学)
筑波大学年次報告書 昭和56年度 (筑波大学)
全国大学入学試験のうち理科に関する問題の検討報告 (東京都私立学校教育振興会)
一般教育学会第2課題研究集会(第2回)要録 (香川大学)
学校基本調査報告書 昭和57年度 (文部省)
大学入学者選抜に関する研究調査 (私学教育研究所)
職業高校についての大学入試の位置づけに関する調査研究報告書 (富山大学)
昭和57年度大学図書館実態調査結果報告 (文部省)
学生生活研究 1982年度 (民主教育協会)
一般教育における少人数教育 (国立大学一般教育担当部局協議会)
日本の理工系大学教育の現状と将来 (広島大学)
入学者選抜方法研究委員会報告書 57年度 (愛媛大学)
昭和57年度入学者選抜方法研究委員会報告書 (鹿児島大学)
国立大学入学者選抜研究連絡協議会研究報告書 第3号 (入学者選抜研究連絡協議会)

会報トピックス

——創刊から100号まで——

- ▶ 今号で通巻100号を迎えた国大協会報が創刊されたのは協会創立（昭和25年7月13日）の翌年の3月。B5判18頁建て騰写版刷によるもので、これは今では事務局にも黄色に色褪せた保存用原本が一冊あるのみである。
- ▶ 第2号からはB5判・縦組み活版刷になり、以後昭和39年までこの体裁で、発行は6月と11月の年2回、刷部数は約400部。議事要録のまとめ方は現行のものより簡略な形式を取っているが、専門委員会等まで含めた全ての議事要録を掲載している。
- ▶ 第27号（昭和40年3月）からは各大学からの希望もあって、発行を年間4回にするとともに、発行部数についても各大学への配付基準を引上げて約1200部とした。また、本文の活字の組み体裁についてもそれまでの縦組みから横組み（2段）に変えた。
- ▶ 第30号（昭和40年11月）は、この年が国大協創立15周年に当り協会会館が竣工（11月27日）されたのを記念して「国大協創立15周年記念号」として刊行した。
- ▶ 第51号（昭和46年2月）から「窓」欄を設け、国立大学教官等よりエッセーを執筆して貰うようになった。
- ▶ 第91号（昭和56年2月）は、昭和55年11月に学士会館で举行された国大協創立30周年記念式典関係の記事を掲載し30周年記念号として刊行。なお、これとは別にこれまでの国大協のあゆみをまとめた『国立大学協会三十年史』を30周年の記念誌として刊行。
- ▶ 創刊から概略このような経過で会報は100号目を迎えて、現在刷部数は2800部で、配付先は国立大学、共同利用研究所、国大協教員委員・専門委員等に配付しているほか各種関係機関へ贈呈送付している。
なお、会報の題字は南原初代会長の書を縮小凸版にしているものである。

〔事務局〕

編集後記

* 爽やかな新緑の季節も過ぎ、うっとりしい梅雨の時期を迎えようとしております。各大学におかれては概算要求の編成にご多忙とご苦勞のことと存じます。

当方は恒例の春の総会を間近に控え、何かとせわしい此頃です。

* 本「会報」も今回をもって“第100号”を迎えることになりました。これを記念して、本号の「特別寄稿」には平野会長のご寄稿をお願いすることといたしました。ご繁多のところご執筆くださった先生のご厚意に深く感謝申し上げます。

若葉光窓辺のワイン浅葱色

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和58年6月17日 印刷
昭和58年6月21日 発行 (非売品)

会 報 第100号

(第33巻第2号 通巻第100号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 楠文唱堂

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （補 導）
 - 第4 “ （学生の厚生）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会（会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員）。その下に，大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）